

令和5年第3回隱岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 令和5年 9月 20 (水) 9時30分 宣告

1. 出席議員

2番	牧 野 牧 子	7番	村 上 謙 武	12番	前 田 芳 樹
3番	藤 野 定 幸	8番	菊 地 政 文	13番	石 田 茂 春
4番	齋 藤 則 子	9番	西 尾 幸太郎	14番	高 宮 陽 一
5番	田 中 一 隆	10番	池 田 賢 治	15番	米 澤 壽 重
6番	大 江 寿	11番	安 部 大 助	16番	池 田 信 博

1. 欠席議員

1番	岡 田 智 子
----	---------

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	農 林 水 産 課 長	河 北 尚 夫
副 町 長	大 庭 孝 久	地 域 振 興 課 長	宇 野 慎 一
教 育 長	野 津 浩 一	上 下 水 道 課 長	村 上 和 久
代 表 監 査 委 員	嶽 野 正 弘	建 設 課 長	田 中 文 男
総 務 課 長	吉 田 隆	施 設 管 理 課 長	増 本 直 行
会 計 管 理 者	齋 藤 和 幸	危 機 管 理 室 長	曾 我 部 一 彦
財 政 課 長	長 田 寿 幸	水 産 振 興 室 長 補 佐	松 岡 隆 介
税 務 課 長	池 本 繁 樹	都 市 計 画 課 長	石 田 傑
町 民 課 長	和 田 美 由 貴	總 務 学 校 教 育 課 長	金 井 和 昭
保 健 福 祉 課 長	野 津 千 秋	社 会 教 育 課 長	中 村 恒 一
住 民 福 祉 担 当 課 長	廣 江 和 彦	布 施 支 所 長	山 根 淳
環 境 課 長	原 秀 人	五 箇 支 所 長	藤 野 一
エ ネ ル ギ 一 対 策 室 長	野 津 寿 天	都 万 支 所 長	近 藤 勝 志
商 工 觀 光 課 長	鳥 井 登	中 出 張 所 長	茶 山 宏

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	村 上 克 樹	庶 務 係 長	齋 賀 千 春
-------------	---------	---------	---------

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣言 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答により行います。また、質問時間は答弁を含め60分以内となってい
ますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願ひいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に對
する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのもの
でありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるも
の、あるいは要望等はなされないようお願ひいたします。

また、再質問は質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問
者各位にはよろしくお願ひいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願ひいたし
ます。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、6番：大江 寿 議員

○6番（大江寿）

おはようございます。それでは、60分一本勝負を始めたいと思います。

今年に入って新型コロナウイルス感染症も5類となり、来島者の流れもコロナ前に近い感じ
に戻ってきています。人手不足など、コロナ前のような対応ができず「オーバーツーリズム」
な現象が起きている今日この頃です。

本町でも、タクシーやバスなど交通機関の運転手不足で昼の観光には回れても、夜は交通
機関が少なく、飲食店などは支援を受けても交通機関がないためにうまく開店することができ
ず、コロナが収束してもなかなか課題が多い毎日が続いています。

最近になって、様々な自治体がこういったオーバーツーリズムへの対応に備え、自治体で
「宿泊税」を制定しようとする傾向にあります。本土のように大手ホテルチェーンが固まっ
ている環境とは違って、本町の規模からすれば、「宿泊税」を取ったところで大きな財源には

ならないかもしれません。

過去には、昭和15年に「遊興飲食税」として新設され、「料理飲食等消費税」、「特別地方消費税」とその名を変えた税がありました。7,500円を超える飲食料金や、15,000円を超える宿泊料金に課税する租税でしたが、消費税との二重課税であると指摘され、平成12年3月31日をもって廃止された経緯もあります。

税ができると、増えることは消費者にとっては負担にもなり、一時的に客足も減る現象が起きます。10月からは「インボイス制度」も導入されることで個人商店にも大きな負担が生じたり、さらに物価高騰により値上げも仕方ない状況にあります。その中の考え方にもなりますが、本町の「宿泊税」導入の考えはあるのか、検討材料にあがるのかお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、大江議員の「宿泊税導入の検討」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、全国的には都市部や規模の大きい観光地を中心に、観光振興を図るために必要な財源を確保することを目的とした「宿泊税」を、既に導入されているところがございます。県内では、今年度松江市が「松江市新たな観光財源検討委員会」を設置し、検討に入っている事はご承知のとおりであります。

本町におきましても山積する観光課題の解消を図り、本町の魅力を活かした持続的なまちの発展を図るために、新たな観光財源の確保についても重要な検討課題の一つであると考えるところであります。

しかしながら、導入に際しましては、本町だけでなく隠岐地域全体の問題として考えるべきではないかと認識しており、島前の3町村や宿泊事業者を中心に各事業者との十分な話し合いが必要であると考えております。その使途を明確にすることや実質的な料金の値上げによる事によるお客様の減少に対する不安など、事業者の事務負担なども含め、慎重に検討を重ね、判断する必要があると考えているところであります。

宿泊施設の利用状況は回復傾向にはあるとはいえ、コロナ禍前の水準に回復していない現状や人材不足、物価高騰、またインボイス制度の導入など事業者を取巻く現状を鑑みますと、現段階での「宿泊税」の導入は考えておりません。

今後、魅力的で持続可能な観光地域として発展していくために、新たな財源確保につきましても観光産業全体の取り組みの中に位置づけながら、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○6番（大江寿）

発展のための種まきです。まだ、土は肥えてないかも知れませんが耕す努力は業界でもやつて行こうと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、大江寿議員の一般質問を終わります。

次に、11番：安部大助議員

○11番（安部大助）

改めまして皆さん、おはようございます。

今回は「幼児教育」と「保育士の現場の課題」、「北小学校に関して」の質問をさせていただきたいと思います。

最初に、「幼児教育」についてお伺いいたします。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとされています。人間の能力には学校のテストのような数値化できる認知能力と、意欲や動機づけ、忍耐力や持続力、自己認識や協調性などの目には見えない非認知能力に分けられ、特に非認知能力は幼児期の早い段階で取り組む方が効果があるとされており、質の高い「幼児教育」がその後における成績向上や進学率の上昇、所得の増大、犯罪率の減少をもたらすなど、教育的・社会経済効果を有するとの実証的な研究成果が得られています。

世界的にも幼児教育が注目される中、国は平成29年に「保育所保育指針」を大幅に改定し、平成30年に施行となりました。

それまで、保育所、幼稚園、認定こども園の指針となるものは、それぞれに作成されていましたが、この年に保育指針、教育要領(幼稚園)、認定こども園の教育・保育要領の整合性が確保され、認定こども園や幼稚園と並んで、保育所も「幼児教育を行う施設」と明記され、幼児教育についてほぼ足並みをそろえた内容となりました。

また、その中で健康・人間関係・環境・言葉・表現の5つの領域に基づき、『育みたい資質・能力』と『幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿』が記載され質の高い幼児教育が求められています。

これらを踏まえ、幼児教育の重要性について町長のご認識と、幼児教育の推進に向けた今後の取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

ただ今の、安部議員の「幼児教育の重要性についての見解と推進に向けた今後の取り組み」についてのご質問にお答えします。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成にとって重要な時期であることは、私も十分認識しております。議員仰せの「幼児教育」につきましては、保育所の果たす役割を定める「保育所保育指針」におきまして、「専門性を有する職員が、家庭との連携のもと、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護と教育を一体的に行う」と示されております。

養護と教育の一体性につきましては、「保育士等が子どもを一人の人間として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくよう丁寧に援助することを指す」と厚生労働省が「保育所保育指針」を解説しており、各保育所では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に、子どもたちが生活や遊びという環境を通して発達していくよう、0歳児から5歳児の年齢ごとの「年間指導計画」と、「個別の指導計画」を作成し、日々の保育を実施しているところであります。

また、保育の質を高めるため、保育士のスキルアップを図る幼児教育などの各種研修の受講や島根県幼児教育センターのアドバイザーによる指導を受け、公開保育なども実施しております。

今後につきましても、国の示す保育指針に基づき、本町の環境を生かした保育の実施に引き続き取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

ただ今、答弁いただきました。

その中で「保育所保育指針」のことについて触れられていました、今後、国の定めた指針に沿って行っていきたいということだと思いますが、今回の質問の内容が「幼児教育の推進」でございます。

「保育所保育指針」に関しましては、確かに質の高い保育を提供するためにプログラム等作られていると思いますが、本町として一番身近な「幼児教育」を推進していくために必要なものというのが、私は県が作成しております「島根県幼児教育振興プログラム」、これは今、県が策定しております。これは保育に関しましては「保育所保育指針」、幼児教育に関しては県が策定している「幼児教育振興プログラム」に則って進めしていくべきかなと個人的には思っておりますが。

町長の見解の中で、幼児教育を進めるうえで、どういった計画に則って進めていくの

か。「保育所保育指針」は保育として大切なものですから、それは重視していくべきかと思思いますけども、幼児教育を推進していくために、どういったプログラム、カリキュラムで行っていく考えなのかお聞かせ願います。

○番外（町長 池田高世偉）

今後の保育所、どういった計画、プログラムに基づいて進めていくのかというご質問でございますが、わが町の保育所、原田認定こども園含めて児童福祉施設「保育所」です。「保育指針」に則って計画を進めていく考えてございます。

もう一点、先ほどもお答えをいたしましたように、隠岐地域の環境を活かしたというのは大きな魅力と体験ですね。やはり「幼児教育」というのは、0歳児から5歳児までの人格形成という大きな意義をもっているわけですが、島の魅力を活かした五感、見る、聞くすべて、こういった物をきちんと子どもに体験していただきて、隠岐の子らしい保育をし、隠岐の子らしい子どもに育ってほしいと思っております。

○11番（安部大助）

私の説明が少し不足した部分があるのですが、島根県が「幼児教育振興プログラム」策定しております。これご存じですよね。

島根県として「幼児教育の振興」は、県が中心でこういう物を作りました、その中で各市町村に対して、連携をとってこのプログラムに沿って進めていきましょうと明記されております。それに沿って市町村がどういった役割を担っていくのか、県がどういった役割になっていくのかということが明記されています。

私はこれが、隠岐の島町として「幼児教育」を振興するために必要な、ある意味「プログラム」なのかなと思っております。その認識を少しお聞きしたいなと思っております。

「保育指針」の方には、あくまでも担当が「厚生労働省」ですので、方針に関しては先ほど質問したように「保育所は幼児教育を行う施設」ということが明記されておりますが、この幼児教育の振興に関しては「文部科学省」が中心で行っています。県は教育庁が中心になってこういう物を策定して、各市町村に対しても「こういったことに沿って一緒にやっていきましょう」という事を言われております。なので、繰り返すかも知れませんけれども、本町に関しましては、一番この振興に関して近いプログラムは「島根県幼児教育振興」と説明させていただきましたが、町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

「島根県幼児教育振興プログラム」についてどう考えるか、町として制定されたものを活用していくかということだと思いますが、まず「島根県教育振興プログラム」の全体計画について、行政・保育士がそれぞれ県教育委員会主催の「幼児教育研修会」「担当者意見交換会」等に参加しており、それぞれが全体の計画を認識しています。担当の部署については、このプログラムをきちんと認識して研修会には参加させていただいております。この計画を全然分からん、知らん、無視するのではなく、今言った、保育所としての「保育指針」に基づき、プログラムを各保育所担当者は十分認識しておりますので、それらを踏まえながら「幼児教育」を実施していきたいと考えています。ご理解いただきたいと思います。

○11番（安部大助）

答弁いただきました、理解いたしました。

「保育所保育指針」の重要性、そして幼児教育に必要なプログラムを研修を受けながら、しっかりとキャリアアップしながらしていくという事を理解いたしました。

「保育所保育指針」に関しましても、この「幼児教育振興プログラム」に関しましても質の高い保育、幼児教育を提供するために一番大切なことというのが、国も県も言っているのが「カリキュラムマネジメント」、「PDCA サイクル」、これが重要であると明記されております。これが「保育所保育指針」にも「幼児教育振興プログラム」にも書かれているのです。実際、本町の中で各保育所の計画、全体的な計画から始まり、実施計画といろいろ計画あるのですが、それが「PDCA サイクル」「カリキュラムマネジメント」が出来ているのかというと、私の調査する限りでは、やはり現場は子どもたちをしっかり見なくてはいけない、子どもたちのために仕事をしている現状の中で、なかなかマネジメントが出来ていないのが現状かなと思っております。

これをやっていくためには、今の現状、各保育所単体でやられています。そこを公立であるならば、横の連携で月1回「園長会議」等をされておりますその中で、「うちの施設はこうだった」「ここを改善したらどうか」「計画をこうしたらどうか」ということを、情報共有を今後はしていくべきかなと個人的には思っています。また、そこには環境を変えたり、人員配置も変えたり、また予算も伴う部分もあると思います。そこには行政も一緒になって担当課、所管課等一緒にやってるべきかと思いますし、また本町の場合は公立保育所と私立保育所があります、ここを同じ子どもたち、同じ隠岐の島町に住んでいる子どもたちを平等に公平に「幼児教育」を進めていくためには、公立だけではなく私立保育所との「カリキュラムマネジメント」をしていく必要があるのかと思います。

今後、町長の方で「保育指針」この「幼児教育振興プログラム」を進めていくということではありますけども、こういった「PDCA サイクル」の現状、また推進、今後しっかりとやっていく考え方を是非聞かせていただきたいと思っております。

○番外（町長 池田高世偉）

どういった形で横の連携、マネジメントをしていくのかという事です。貴重なご意見としては伺っておりますが、まず現況として、私立・公立垣根なく双葉保育園園長が会長の「保育研究会」という組織を持っておりますので、公立・私立としての情報共有はされていると認識しております。また、ご指摘の今うちの場合は各園でそういった計画を作っているのは確かです。それを一本化する必要という部分は、私は無いと思っております。ご指摘のあったように、それぞれの独自性を活かしながら議員がおっしゃるように、横の連携ははかり情報を共有していくことは重要だと思っておりますが、各園がそれ道を外れたような「計画」をつくるわけではないので、今後も引き続き、きちんとした横の連携をはかりながら、公立は公立としての「保育指針」に則って、私立も含めてですが平等性の図られる「保育」「幼児教育」をやっていきたいと考えています。

○11番（安部大助）

答弁いただきました。私も一緒に全ての保育所が同じような「計画」を作る必要はないと思っています。やはり、都万は都万、五箇は五箇、各保育所で環境も違いますので、個々で強みを活かした「計画」が必要だと思っております。

私が言いたいのは、こういった「計画」に対してそれぞれの所長等が会議をする場とか研究会もありますので、その中でうちの園は「こういう計画をしているが、こういうところがちょっと不足している」「みなさん何か知恵ありませんか」というような、お互いが助言し合えるというか共有できるような場に是非進めていただきたいと思っておりますので、今ある会議等を是非活用して、この「カリキュラムマネジメント」やっていくことによって「幼児教育」が推進されると信じておりますので、是非取り組んでいただきたいなと思っています。

次の質問にいきたいと思います。

次に、「私立及び公立保育所の人材確保と体制強化」についてお伺いいたします。

本年4月より「子ども家庭庁」が創設されました。政策の一つに「子どもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供」が上げられており、先ほどの「子ども・子育て支援新制度」と合わせ、教育・保育の質の向上のための取り組みや保育士の人材育成・確保するための取

り組みも上げられております。

保育士不足は全国的な課題となっており、保育士はキャリアが描けない、精神的なプレッシャーや業務負担が大きいという声をお聞きします。幅広い保育人材を確保し、質の高い保育サービスを維持するためにも、保育士が長く働き続けられる環境を整備し、負担軽減はもちろん若手保育士の育成とベテラン保育士の離職防止などに取り組む必要があると思います。

「子ども家庭庁」では、子ども家庭庁関連予算の基本姿勢と合わせ、政策に対する予算を計上しております。その中で保育計画や業務記録、保護者との連絡などの業務を効率化させる保育のICT化や、保育士業務の負担を軽減するための保育支援者やスポット支援員の配置などに対し補助金を創設しています。

今後、質の高い教育・保育を提供するためにICT化の推進や提供体制を進めて行くために補助制度を活用するなど、来年度予算に反映させていく必要があると思います。

そこで、保育士の人材確保についてのご認識と今後の取り組みについて、町長のお考えをお聞かせ下さい。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、安部議員の「私立・公立保育所の人材確保と体制強化」についてのご質問にお答えいたします。

人材の確保につきましては、保育士に限らずさまざまな分野で課題となっていると認識しているところであります。その中で、各保育所においては、保育士だけでなく、子育て支援員や看護師資格を持つ方の雇用も実施しているところでございます。

また、先日、島根県が実施した地方創生に係る「意見交換会」の中でも、保育士の人材確保について県の支援を要望したところであります。

今の保育所が担う子育て支援の役割は、保育の提供だけでなく、保護者に対する支援、アレルギーへの対応、健康支援や食育の推進など、ますます多様化しております。

国におきましては、保育士の業務負担を軽減するため、「保育体制強化事業」として、スポット支援員の配置に要する費用の一部補助を制度化しており、町内の私立保育所でもこの制度を既に活用しているところでございます。

また、「保育ICT化推進事業」は、保育業務を効率化するためのシステム導入に要する費用を補助するもので、私立保育所に対し、来年度の「事業要望調査」にあわせて情報提供を行うこととしております。

公立保育所におけるICT化につきましては、先般「保育所長会」で、システム導入につい

て提案し、現在来年度からの導入に向けて協議を進められているところでございます。

引き続き、保育士の人材確保、業務負担軽減に向けた取り組みを進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

ただ今、答弁いただきました。

ICTに関しては、タブレット等の内容、詳細は今後、検討を進めていくということで、来年度予算に関しましても協議の結果になると思いますけれども、そういった負担軽減に向けて現在協議中であるということ。本当に期待をさせていただきたいと思っております。

先ほど、答弁の中で県に対して意見交換の中で「要望」されたということですが、私、個人的には人材確保に関しては、民間のアンケート等を見ますと現場の負担が大きいと、また給与の話もありました。この二点、環境と報酬、給料が少しネックになっているのかなと思っております。

町長の中で今後、人材確保を進めていくために、まず課題はどこにあるのか、その中でこういった課題に対する取り組み、給与なのか環境なのか、再度町長の考えを聞かせていただきたいと思っております。

○番外（町長池田高世偉）

人材不足にかかる課題に対して、どんな取り組みを行うかというご質問だと思いますが、今、議員から二点、給与なのか他にあるのかという内容がありましたが、まずもって私は給与の部分では当然ないと思っております。その中でやはり保育行政における精神的な負担、業務負担よりやっぱり精神的負担が一番だと思っております。

現実に現れていますのが、任用職員としてもなかなか手を挙げていただけない。また正規職員も以前は「保育士」になるんだという子どもさん多かったですが、ここ1年、2年「保育士試験」を行ってもなかなか手を挙げていただけないこともございます。こういった精神的な部分をどういったかたちで環境整備していくか、いろんな問題、保護者さんがどうのこうのではなくて、そういった問題があっても保育所だけでなく、担当部署、我々も含めて一緒にになって整備、解決をしていかなければならない一番の問題は環境整備をしていくことだと思っております。

○11番（安部大助）

答弁いただきました、環境、現場の皆さんのがんばりも含めての環境だと思いますが、環境改善が一番だということで今後取り組まれるということですので、是非、期待をしたい

と思ひますし、応援もさせていただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。

これは教育長の方に質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど「幼児教育」について町長に質問をさせていただきました。

私も、今回質問をつくる上で感じたのは、縦割り行政と言ひますか、これはもともと厚生労働省、文部科学省という国の組織の中で「幼児教育」をする現場は保育所ですが、これを推進するのが文部科学省が中心になっていて、正直私自身も質問させてもらう中で、町長なのか教育長なのか迷うところがありました。重複するところがあるかも知れませんが、「幼児教育」についても教育長の考えを是非お聞きしたいということで今回質問させていただきます。

「幼児教育」は先ほども申しましたように、重要なものです。その中で幼児期の学校教育や保育の量の拡充や質の向上を進めていくために、国は「子ども子育て支援新制度」を策定し、平成27年に施行されました。

その中で幼児教育の提供について、質の高い幼児期の教育・保育を提供する観点から、学校教育を所管し専門性を有する教育委員会が積極的に新制度に関与し、首長部局と連携することが必要と明記されております。

島根県においては、島根県教育庁内に「幼児教育推進室」が創設されており、幼児教育と小学校教育をつなぐ役割を担っています。

本町においては令和2年から3年にかけてごく保育所と五箇小学校が中心となり、「保小連携事業」が行われました、町としてその成果から連携・接続は重要であり、町内全域にわたり連携・接続を充実させる必要性を認識しましたと書かれていました。

私は「幼児教育」のさらなる推進に向け、教育委員会の役割は更に重要になると思っております。これらを踏まえ「幼児教育」について教育長のご見解と、「幼保小連携」に向けた体制づくりが必要と考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○番外（教育長　野津浩一）

ただ今の、安部議員の「幼児教育の幼保小連携」についてのご質問にお答えします。

まず、幼児教育についてであります、先ほど町長が答弁いたしましたように、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を築くうえで大切な時期であります、そこに保育所の果たすべき役割は大変重要なものと位置付けられると私自身認識しているところであります。

また、幼保小の連携につきましては、子どもの発達や学びの連続性を確保し、子どもに対

し体系的な教育を組織的に行うにあたり重要であると考えております。

連携にあたりましては、保育所と小学校が相互の役割について理解し、接続期における子ども像を共有することが大切であります。

令和2年度・令和3年度の2年をかけて実施いたしました、ごか保育園と五箇小学校の「保小連携・接続研究事業」では、重点的に取り組む内容を明確にしたことにより、幼児にとって小学校を身近に感じる取り組みができたことや、保育者と教職員の信頼関係が構築されたことなど、一定の成果をあげたところであります。意義ある事業であったと認識しております。

各保育所と小学校は、体験活動を通じた交流の実施や、卒園後も小学校で適切な教育や指導を受けられるよう、保育施設で過ごした内容を記した「児童保育要録」を引き継ぐなど情報の共有に努めており、連携は取れているものと考えております。今後につきましても、より良い連携と接続が実現するよう取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

ただ今、教育長から答弁いただきました。

地域、地域の各保育所、小学校等で連携がされているというご認識だと思います。

私が今回聞きたいのは、いろんな行事等で保育所・学校が連携したり一緒にやっているところもあるというのは理解していますが、この「幼児教育」の推進についてはどうなのかということで、私はここにスポットさせていただいております。

先ほど答弁のあった令和2年、3年において、ごか保育所、五箇小学校で先進的な取り組みがされました。その後、教育委員会として保育所と小学校の連携の重要性が認識されて「研修会」をされております。ここに凄いなと私自身思うのですが、小学校の関係者、保育所の関係者一堂に会して約26名の方々が「幼児教育の連携」の大切さを皆さんで研修をされております。私は、これは一番重要だと思います。保育所だけではなかなかこの接続部分、5歳から6歳にあがる時の接続部分が保育所だけでは難しい。やはり、そこに小学校も一緒になって迎えてあげるような、そこが必要だなと思っております。

この五箇の取り組み以来、研修会等されていないという実情も聞いておりますし、また「幼児教育」に関してのそういう連携についても、少し認識といいますか周知、啓発にも関しますが足りないのかなと思っております。今回のこの先進事例を踏まえて、もう一度こういった研修会等を開いて小学校、保育所の関係者の皆さんに「幼児教育」の大切さを改めて感じていただいて、それをどう接続する、スタートカリキュラムにも活かしていくと思います

し、そうしたところをしていく必要が今、あるのかなと思っております。今の現状を踏まえて、是非、「幼児教育」に関しての連携の部分で、教育長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○番外（教育長 野 津 浩 一）

教育委員会として「幼児教育」についての考え方の部分でございますが、まず、「保小連携」で五箇の事例を私も当時のごく保育所長から伺っておりました。小学校の側から見る子どもの様子、その時は小学校3年生と交流をしておりましたが、いろんな面が見れて、小学校の担任の先生の顔が見れて入学がうまくいったとか、上級生の子とうまく触れ合えてすごく効果があったという事は伺っていますので、こういった事が継続的に出来るのが一番いいとは考えておりますが、これは五箇だから出来た、都万だから出来るのではないかというところも実はあって、私立とかたくさんの保育所と同じことが出来るかというと、これから課題があるので、そこも少し整理していかないといけないと思いますが必要性は十分感じております。

「幼児教育」については、町長からの答弁もあったように、県のそういった機関を利用して定期的に研修会も行っていますので、そこに学校教員も参加する形で「研修」を出来ればなという風に考えております。ご理解いただきたいと思います。

○11番（安 部 大 助）

答弁いただきましたその中で、一つ同じ考えなのが「ここだから出来る」という地域性もあると思います。出来る個所はあると思うのですが、やはり町中、特に私立の保育所と学校との連携は難しい状況、課題があるのかと思っております。

保育所、私立も公立も、先ほどから申しますように、隠岐の島町の同じ子どもたちが入っている施設です。そういう「幼児教育」の推進に向けては私立でも公立でも、また地域性でも、これをしっかりと連携していかないといけないかと思っております。今、教育長の方から課題でもあるということありますので、是非、またそこを取り組む必要があるのかと個人的には思います。

今、この段階でどういう方法があるのかと聞いても、なかなか難しいのかと思ひますので、そういう認識を伺いましたので、是非、取り組んでいただきたいと思います。要望になってしまふかも知れませんが、必要かと思いますのでよろしくお願ひいたします。

次の質問に移らせていただきます。

まず、「北小学校の将来」について質問させていただきます。

教育委員会は保護者との意見交換やアンケート調査などにより、令和7年をもって北小学校を廃校し、中条小学校へ編入統合するという方針を示されました。

それをもって保護者や地区に対し「説明会」を開催されたと思います。しかし、地区からの要望や請願に対する議会の「採択」を受け、先月行われた「教育総合会議」において、この方針を「白紙」にするとの決定がなされました。

私はどちらの決断も、教育行政の長である教育長の判断であり、職責をまつとうされていふると思っております。特に一度出した方針を「白紙」にした事については、地域の声、議会の決定を真摯に受け止められた判断だと思っております。

今後、町・地域・保護者と北小学校の将来について協議がされると期待をしておりますが、今回、方針を「白紙」にした事で、保護者に対してどのような対応をされるのか、地区への説明や協議をどのように進めて行くのかが正直、見えにくくなっています。

そこで、教育長にお伺いします。

「隠岐の島町立小中学校規模適正化検討委員会」の答申では「早急に検討することが望ましい」とありますが、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○番外（教育長 野 津 浩 一）

ただ今の、安部議員の「検討委員会の答申を踏まえた私の見解と今後の取り組み」についてのご質問にお答えします。

北小学校の他校への統合につきましては、「隠岐の島町立小中学校規模適正化検討委員会」より「早急に検討することが望ましい」と答申があったこと、また、一部保護者からの不安の声があったことなどにより本町の方針案を決定し、保護者及び地域との話し合いを行つてまいりました。しかしながら、本年第2回定例会におきまして、中地区区長会長並びに武良自治会長より提出がありました、「隠岐の島町立北小学校の統廃合方針の撤回を求める請願」が採択されたことを受け、8月4日に開催いたしました「総合教育会議」で方針案を取り下げることいたしました。

今後についてであります、保護者会が実施したアンケートの結果を参考にし、保護者や地域の代表を交えた合同会議での議論の結果を踏まえ、北小学校の方向性を決定したいと考えております。

議論の中で大切なことは子どもたちの教育環境がどうあるべきかであると考えております。そのことを念頭に置き、皆さんには丁寧な説明を行い、真摯な姿勢で対処してまいります。また、不安をお持ちの保護者のご意見に対しまして、どのような対応をとることができるか

ということも併せて検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

答弁いただきました。その中で何点か再質問をさせていただきます。

一点目に、6月議会で請願に対して「白紙」にすべきという決定がなされました。その後、8月4日に「合同会議」が開催されて約2か月ぐらい経とうとしていますが、この期間が正直な話、長すぎるのかなと個人的に思っております。同じくして、地区の皆さん、保護者の皆さんに関しても、その不安が長ければ長引くほど、いろんな憶測も生まれますし、そこはスピード感をもってやっていただきたかったという本心もあります。この期間に関して、方針が決まってから保護者や地区に説明する期間は早かったですが、ここからが反対に「白紙」にする方針についてはもっと早い時期にすべきだったかと思うのですが、その辺の教育長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○番外（教育長野津浩一）

6月定例会後の教育委員会の動き方でございますが、おっしゃるとおりかも知れませんが、議会で決定を受けた後に、保護者の代表の方とこういった結果になったという事をお話しに私と課長でまいりました。その中で次の町の動き方としては保護者の「アンケート」を取りたいという、保護者からの思いがありまして、そのアンケートの結果を待って次の動きをしようというのを町長含めた中で話し合いをしておりました。この度、アンケート結果が8月中旬頃にまとまり保護者会よりいただきましたので、少し内部では話しあはしておりますが、それを基に先ほど申し上げましたとおり、保護者や地域の代表の方と「合同会議」の中でアンケートの結果を踏まえた議論をさせていただきたいということで。アンケートの結果を待っていたということで、少し時間がかかったということでご理解いただきたいと思います。

○11番（安部大助）

今、アンケートの結果を踏まえて協議していきたいということで、この期間があったと理解させていただきます。

答弁の中で、最初に「保護者会」に対して教育長と担当課長が行ったということで、その時に請願を出された方々、地区になりますが、正直、なぜそこに一緒に行かなかつたのかなと思っています。これに対しては、見える化というか見える形で紙面で出したり、口頭でいって話すという環境ではなく、直ぐ紙面を作成して保護者会や地区の代表の方々に対して送るべきと。その方が後々問題がない手法かなと思っておりますけども。申し訳ないですが、地区の方にも紙面で作るべきだと思いますし、保護者会、地区会の方にも「お知らせ」をすべ

きだったと思いますが、その辺の教育長の認識といいますか、教えていただきたいなと思います。

○番外（教育長 野津浩一）

8月4日の「白紙撤回」の事を地区の役員に伝えるべきということでございますが、確かにそのとおりでございます。少し遅れましたが、明日予定しております「合同会議」の場面ではその「白紙撤回」になったことをその場で、お断りとその結果をお伝えしたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○11番（安部大助）

分かりました。デリケートな部分あると思います。その現状であると思いますので行政として紙面なり、出された決裁をとおして、情報提供するところは的確に行っていただきたいなと思います。

最初の答弁に戻りますが、方針が「白紙」になった時に教育長として今後進める中で北小学校のことに関して「小中学校規模適正化計画」が令和7年度まで「統廃合しない、検証等すべきだ」という中間の検証・報告があるのですが、この統合しない魅力ある学校づくり、これが今の全地域だと思うのですが、この重要な計画は残っていると思うのですよ。

これに対する教育長は、どこまでこれを重要視されているのかということを、この計画に対しての重要性を是非、教育長としての考えを聞かせていただきたいと思っております。

○番外（教育長 野津浩一）

「規模適正化計画」に対する思いでございますが、今、隠岐の島町が持っているビジョンというと、教育施設の関係のビジョンはこれしかないので、これに沿った形での当然進め方をしていかなくてはいけませんし、10年間はこのことをしっかりと頭に入れて進めていくことは間違いございません。今回は「中間検証」の中で、早急に地域の意見、保護者の意見を聞きなさいということがございましたので、こういった形で方針を出した経緯はございますが、基本は方針にのって10年間は進めていきたいと考えています。

○11番（安部大助）

「規模適正化計画」のビジョン、これが最上位ということでお話しがございました。答弁の中で「中間評価」の中で早急に検討することが望ましいという言葉があったので、一応、方針を決定したということだと思うのですが、ここは解釈の違いだと思うのですが、令和7年度までは「統廃合しない」、ここに向けて実際その後どうするかのか、それが早目に検討すべきだと私自身はそう思ったので、なぜ決定したのかなど、検討はしていけばいいのですが、

なぜ決定したのかなど、ここはこの文書のある意味難しいとこかなと認識しておりますので、この計画が一番大切な計画になっているということは確認できました。

今後ですが、この計画が令和7年度で期間が終わります。今度この計画、最初の文書を見たら第2次にこれが出来ているかなと感じるのです。今後、北小学校もそうですが、全域の小学校が再度チェックされた時に、またこういった計画がしっかりと作られて、これに則って進んでいくと、私はそれが大切だと思っておりますけれども、教育委員会としてこの計画「第3次」を策定する考えは。どのように考えておられるのか聞かせていただきたいと思っております。

○番外（教育長野津浩一）

学校の設置については、当然、町長の考え方もございますので、私だけの判断ではございませんが、平成28年から10年間の計画でございますので、それが終わるタイミングでまず内部で協議し、そういう「審議会」をつくって、また新たな計画をつくることは当然考えられると思います。今の時点でこれをいつからスタートするかはないですが、当然、そういう計画は必要になると考えております。

○11番（安部大助）

分かりました。この計画みると地域・保護者・教育委員会が一堂に会して真剣に「学校をどうする」ということで作られた内容になっております。「第3次」を作っていただいて、その時にまた地域、保護者の皆さんと教育委員会も含めて話していただきたいと期待をしていきたいと思っております。

最後に一点、お聞かせ願いたいと思います。

最初の質問でさせていただきました、教育行政として「方針」が出されて、それによって保護者の方々はそれを受けました。それに対して、子どものために保護者の皆さんがあれでいろいろ考えたと思います。この時にまた今回、この「方針」が「白紙」になりました。その時に保護者の方々というのは、すべて自分の動き方、行動が悩まれると思って困惑すると思います。それに対する説明は、先ほど答弁で「これから丁寧に説明していきたい」ということでした。実のところでいくと、北小学校と有木小学校の「校区外申請」を認めていると思います。今回の一連によって例えば北小学校、保育所の数も併せた時に、例えば入学が0人になった場合に3年0人が続く、ここを重要視して最初の方針のように行くのかどうか考え。それとも、もう一度そこは無しにして、地域と保護者とまた話しながら計画をつくって進めていくのか。

常任委員会の説明等を聞くと、やはり0人が2つ続きましたというのが、やはりインパクトがありました。そこをどのように考えていくのか、3年0人が続いたから即なのか、ここが難しい部分だと思いますが、是非、教育長のお考えを聞かせていただきたいなと思っております。

○番外（教育長 野津浩一）

来年度の予定入学者は4人いると伺っています。その人たちの動向、意向は私はまだ全く聞いておりませんが、仮に「校区外申請」を出したいということがあれば受け止めて、話を聞いていきたいと思いますが、結論はどう出すかは今、はっきりお答えは出来ませんし、だから来年以降、学校はどうするかという議論は、今の保育園の年長者の保護者の意向だけで決めるこことではないと思っておりますので、今後の北小学校については明日の「合同会議」を踏まえて皆さんの意見を聞いたうえでの、また決定をしたいと思いますので、そこはまったく別の考え方だということでご理解いただきたいと思います。

○11番（安部大助）

明日「合同会議」が開催されるということなので、しっかりと協議をしたうえで、計画性をもって、計画「第3次」も作られていろいろ協議をしながら決めていただきたいなと思っております。期待を込めて質問は終わります。

○議長（池田信博）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣言 10時35分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣言 10時50分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、4番：齋藤則子議員

○4番（齋藤則子）

「中村地区の活性化対策」について質問いたします。

地域の活性化について思いを巡らせるとき、若い人が住んで働くところがあつて楽しむところが必要ではないかと考えます、ここで隠岐の島町北部の中心地域である中地域を例にとれば、中地域には若い人たちが住もうと思った時に一番先に必要となる住宅があまり用意さ

れてないです。例えば、私が住んでおります那久地区は人口 200 人で住宅が 5 戸あります。1 戸は教員住宅になっておりますけど。人口 300 人の布施地区には 27 戸あります。中地区には人口 700 人で 6 戸しかありません。この事から見ても中地区がいかに住宅面で後塵を拝しているのか分かります。

「隠岐の島町住生活基本計画」これは令和 5 年 4 月に出されておりますが、この計画に隠岐の島町が実施しているさまざまな事業の認知度について、40 代以下では「空き家改修事業補助金」の認知度が高くなっているとの報告があります。空き家はたくさんありますからそれを改修すれば空家対策と同時に中地区の住宅不足の解消に一石二鳥と考えます。

西郷の町部には民間住宅が次々に新築されています。同じ旧西郷町の中地区の活性化の事始めとして、住宅を設けるべきと思いますが、池田町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、齋藤議員の「若者が住める住宅の建設」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、昨年度の調査におきまして中地区には 87 戸の空家が存在することを確認しております。しかしながら、本町が運営いたします「空家バンク」にご登録をいただいている物件は、現在中地区に 4 戸にとどまる状況であります。

空家の有効活用による、住環境の整備と地域の活性化につきましては、中地区に限らず必要な施策でありますことから、積極的に推進を図るべきであると考えるところであります。今月末には武良自治会主催で開催されます「中村地区の人口減少対策を住宅政策から考える勉強会」に、本町の職員を出席させ、「定住推進策」や「空家への助成制度」などにつきまして周知を行うこととしております。

なお、空家につきましては、個人の財産であり、本町が改修を行い、住居として第三者に提供することは、現状におきましては困難と考えているところであります。また、町営住宅につきましても、低所得者向けのセーフティーネットとして整備されるものであり、現状では町全体で確保すべき戸数を超過していますことから、現在のところ中地区への整備の予定はございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（齋藤則子）

ただ今、住環境の整備と地域の活性化について、空家有効活用を積極的に推進を図るべきだというお考えをいただきました。それは非常に推進すべきことだと思いますので、是非お願いしたいわけですけれども、中地区に 87 戸の空家が存在して「空家バンク」に登録が 4 戸にとどまるということですが、こういうことはただ黙って座っていれば相手が来てくれる

ということに期待をするのではなく、やはり、「空家問題」というのはこれからもどんどん隠岐の島町でも大きな問題になっていくわけですから、空家を放ってそのままにして置くということは、非常に本町の財産にとっても景観にとってもいろんな意味において、非常に問題になるところではないかと思いますので、また今月末に開催されます「中村地区の人口減少対策を住宅政策から考える勉強会」ですね、そこに定住促進策や空家の助成制度等について周知を行うということでございますので、是非、そういう所でもっと「空家バンク」登録についての周知徹底ですよね。よくお盆だけ帰ってくるとか、仏さんがいるからというようなことはあるわけですけども、そういうことも含めて一緒に住民と考えて行って、なるべく空家を活用できるような方向に、そして空家がいつまでも放って置かれるというような状況がないように、是非、進めていただきたいという風に考えます。

次に、「定住人口をいかに増やしていくのか」についてお尋ねいたします。

9月4日の「山陰中央新報」の記事に、県の今後10年間の離島振興計画(2023-32年度)を話し合う会議について、県は人口の転入が転出を上回る社会増の達成を基本目標としていること、これは島前ですが「大人の島留学」で結果が出ており、その継続など必要な対策が議論されたとありました。そして海士町では平成26年度に常時200人を受け入れる目標を立て、受け入れ数の8%が町内に残ると報告し、1年で16人が残れば人口減が抑えられると指摘したとあります。これは海士町の話であります。また、記事には直近2021年10月から2022年9月の4町村の人口動態は海士町が30人、本町は23人の社会増とあります。つまり社会増はみているわけでありますが、それがいつまでどのように続くか、ただ放って置くだけではまた減少に転じるかも分かりません。

昨年、総務省が「地域起こし協力隊」を2,000人増やすと発表した時に海士町では、割り振りを考える前に40人を申し込めと指示が出たという風にも聞いております。この数字の人達が例えば8%町内に残ったとしたら3人強の人口増が望めるわけです。

総務省発表の資料には、「地域おこし協力隊」は任期終了後およそ65%が同じ地域に定住しているとしております。これは令和4年3月末時点での数字です。直近の隠岐の島町はほぼ全員定住しています。総務省は令和8年度までに1万人に増やすと表明しています。

ちなみに、令和4年度の地域おこし協力隊員数は全国でインターーン参加者含む6,813人です。農業、漁業、林業、観光業、商業、行政と彼らを配置するところは多数あると思います。

そしてまた、本町のポテンシャルはもっと大きいと考えます。本町でも集落支援員なり地域おこし協力隊なり、これまでとは違う次元の人数を受け入れるべきではないでしょうか。

人口増の実現は、官民一体となり隠岐の将来を大切に考える気持ちとやる気、積極性とアイディアによると考えます。以前にもお尋ねしましたが、定住人口増に向け総務省も推進している地域おこし協力隊や集落支援員の本町での大幅増員について、池田町長の意気込みをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、齋藤議員の「定住人口をいかに増やしていくのか」についてのご質問にお答えします。

議員ご提案の、地域おこし協力隊や集落支援員を大幅に増員することにつきましては、人口減少を緩和する一つの手法であると考えるところでございます。しかしながら、人口2,000人規模の自治体で効果的な手法が、人口13,000人を有する本町におきましては、必ずしも有効な手法ではないと考えるところでもあります。また、住宅供給が逼迫する本町におきましては、地域おこし協力隊や集落支援員を大幅に増員することは、現状におきましては極めて困難であると考えるところであります。

本町におきましては、以前より「Uターン施策」に積極的に取り組んでまいりました。その結果、令和3年度、令和4年度と2年連続で人口増減における社会動態がプラスで推移しております。また、地域おこし協力隊の卒業後の定住率も近年高い比率で推移しているところであります。これまでの一つひとつの丁寧な対応が、このような結果に繋がっていると分析しているところであります。

しかしながら、今後更に人口減少の緩和対策に取り組んでいかなければなりません。現在、府内において職場の域を超えた若手職員により、「進学などにより島を離れざるを得ない子どもたち」とつながり続け、これまで以上にUターンを促進させる取り組みにつきまして検討を行っているところであります。

今後につきましても、本町に必要な、そして本町に合った人口減少の緩和対策を講じてまいります。

なお、中地区への地域おこし協力隊や集落支援員の配置につきましては、他の地域と同様に検討を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（齋藤則子）

今のご答弁の中で、「進学などにより島を離れざるを得ない子どもたちと繋がり続け、これまで以上にUターンを促進させる取り組みについて検討を行っている」ということです。これは大変評価できることだと思っておりまして、これからも続けていってほしいわけですが、ど

ういう取り組みか内容が分かれば教えていただきたいと思います。

○番外（地域振興課長 宇野慎一）

現在検討している内容について、私の方から説明をさせていただきます。

今までですと、進学等で島を離れざるを得ない子どもたちと一時的に隠岐の島町は2年ないし4年縁が切れる状態になります。その間に繋がり続けるのは、ご家族・ご親戚の方のみということで、その方が「もうそろそろ帰ってこいよ」とか「隠岐で就職せんか」とか、その繋がりしかなくなっているというのを今の役場に入ったUターンの子が訴えておりました。私もとしましては、高校卒業して進学される方、就職される方もおられると思いますが、その方とまずは繋がり続けることが大事ではないかということで、現在、発達してますSNS等を活用しまして島を離れた時から直ぐ活用して繋がり続けるというのがまず一点、これがデジタルの世界で繋がり続けるということです。もう一点は、実際に帰ってくる用事をつくること、で実際に帰って来て地域の人たち、地域の大人たちと関わることで島の良さを再認識してもらう。大人になって、お酒が飲める年代になって帰って来て酒を酌み交わしながら大人としゃべることは、また今までと違う感覚ではないかということで、こちらでフィジカルで繋がるというような、この二点を並行して進めていけば今よりUターン率が上がるのではないかということで、本町としても取り組んでなかった施策ということで、この件について今、検討させているところでございます。

現在、まだ「案」段階のところで事業計画の形成までには至っておりませんので、ご了承ください。

○4番（斎藤則子）

町の取り組み理解いたしました。大変評価すべきことと思っておりますので、是非、実現させていただきたいという風に考えます。

先ほどの町長のご答弁に戻りますが、人口減少を緩和する一つの手法である地域おこし協力隊などをということで、他の町村の例を取り上げてお話ししたところ、こういうことで人口2,000人規模の自治体で効果的な手法がということでございましたが、隠岐の島町は13,000人以上なのでということでしたよね。必ずしも本町にとっては、有効な手段でないというご答弁がございました。

この発言は、私はちょっと理解し難いところなんですね。もちろん海士町が大幅な地域おこし協力隊等を採用することには財政的な意味もあるかと思います。1人採用すれば最高480万円ぐらいという交付金が下りてくるわけですから、そういうこともあるかと思い

ますが、隠岐の島町では 10 人に満たないようなところで推移しているわけです。それぞれの郡部での様子を見てみると、もっと人手があった方がいろいろなことが出来る可能性がいっぱい埋まっているわけです。私などの住んでいる所で、もしそういう人が居れば一緒にこういう事が出来る、あ一いうことが出来るということがあるわけです。ということですので、ただ人口規模が違うからというようなことを理由にして、隠岐の島町で今までのよう 10 人ぐらいの規模で推移するのではなくて。地域おこし協力隊というのは若いわけですよね、7 割が 20 代から 30 代、女性も 4 割いるわけです。そういうことで 13,000 人だから 10 人と、そんなことではなくて、もっと前向きに取り組んでいってはどうかというのが、私が前々から感じているところでございます。これに関しまして、町長はどういう風にお考えでしょうか。

○番外（町長 池田高世偉）

人口規模を理由に定住対策をやらないというような回答だということに対して、どう考えるかということでございますが、まず一点、人口規模で判断していることはないです。各自治体にはそれにあった施策があるということを強調したかったところがあつて、地域おこし協力隊を要望があれば採用することに対して、まったく否定するものでもないし、それだけの人を必要であればということで各職場にも一応、調査を行ったうえで私の所は地域おこし協力隊を公募して求めているところです。

私は島前 3 町村のことを批判する気もありませんし、凄く評価をしております。違うやり方でありながら、今、多分、議員がおっしゃっているのは 3 町村がやっておられる「大人の島留学」だと思うのです。これは大体、200 人ぐらい入れれば、10% 残っても 20 人なり残るというような考え方で 3 町村連携してやっておられますが、この「大人の島留学」は 3 か月から 1 年という期間が決まっています。それを我が町でも導入したらどうなのかという判断ですが、私はこの 3 町村を評価しながらも「大人の島留学」は自分自身の個人的に定住対策だと思ってないです。これは一つの関係人口の拡大、そして雇用対策だと思っておりますので、そういう意味でやれることについて「そうだな」と思うのですが、これを私は定住対策だと思っておりません。

逆に地域おこし協力隊につきましては、3 年の任期の中で地域を理解して、またその地域で起業を起こされる、現在、我が町に 10 数名来た中で県下でも高い定着率、そして既に家を購入された方も 4 人ですかおられるように、地域おこし協力隊の定住の高さには感謝しているところであつて、この施策については積極的に勧めていきたいと思ってますが、先ほど言

った「大人の島留学」という点については、我が町としてはまだ定住対策として導入する考えはないということを申し上げたかったのですが、ちょっと誤解のある表現で大変申し訳なかつたと思っています。

○4番（齋藤則子）

ありがとうございます。ちょっと私の方がはっきりしないでデータを披瀝したところがありまして、私の間違いだったという風には思うのですが、私も今、町長がおっしゃるように「大人の島留学」は他所の地区でやっている取り組みであって、隠岐の島町ではそれをやつていないわけで、良いことであるわけですが、私もあり定住にはどうかなという風には考えます。

ただ、「大人の島留学」も隠岐の島町を知る、それぞれの隠岐の島を知るという点では非常に良い取り組みではないかという風に考えているわけです。3ヶ月から一定期間、そこに住んでみて、いろんなことを経験してみて定住できるか判断する判断材料としては非常に良いかと思います。

ただ、定住人口のことを考えると地域おこし協力隊というのが一番良いのではないかと、本町でも数は少ないですけれども昨年も一昨年も全員が定住するような成果を出しているわけです。今、町長のお話しにあったように、そういう人たちが空家を購入したりして、ここにちゃんと住むということを決めているわけでありますから、そういうことで地域おこし協力隊の方をもう少し積極的に採用してもいいのではないかと、活用してもいいのではないかと。それは結局は、町の財政にもかかってきますよね。国からの交付金が入るわけですから、良いことだらけではと考えておりますので。そういう風に期待しているところであります。

次に、「働く場所について」質問いたします。

西郷の町部はもとより布施、都万、五箇地区には若い人たちが働く介護施設があります。中地区は西郷町合併までは人口1,000人を誇る北部地区の拠点であったわけです。合併後は人口も今は700人にまで減っているわけです。この地には「小規模多機能型居宅施設」があるのみで、若者の働く場所がありません。漁業組合が一本化し、農協もATMだけになり、今まで小学校の統廃合も検討せざるを得ない状況になってきています。働く場所として考えられるのは、介護福祉施設だと思いますけれども中地区にこれをつくることはできないでしょうか、池田町長のご見解をお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、齋藤議員の中地区の「若い人たちが働く場の創造」についてのご質問にお答え

します。

中地区には、介護福祉施設として民間事業者が運営する「小規模多機能型居宅介護施設1施設(定員29名)」、「認知症高齢者グループホーム1施設(定員9名)」があります、本町の指定管理施設の「中村デイサービスセンター(定員15名)」がございます。これらの施設により、在宅介護サービスの提供基盤は充足しておりますことから、本町として中地区にそういった施設を整備する予定はございません。

また、入所施設につきましては、本町全域で「特別養護老人ホーム3施設(定員190床)」、「介護老人保健施設1施設(定員70床)」、「養護老人ホーム2施設(定員110床)」を整備しており、サービスの提供基盤は充足しておりますことから、新たに施設を整備する計画は本町ではございません。

現在、介護福祉サービスの安定した提供にあたり、介護福祉事業所では介護福祉士などの人材確保が重要な課題となっております。本町といたしましては、若い人たちに就労の場として選択いただけるよう、介護福祉事業所における処遇改善の取り組みや魅力ある職場づくりを、引き続き支援してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。大変お答えがはつきりしたこと、こうした状況で「出来ない」ばかりで申し訳ありませんが、現段階ではそういう考え方でございます。

○4番（斎藤則子）

介護施設を私が質問しておいて、反対のことを言うようなことになるのが、ちょっとおかしいかとは思いますけれども、ただ、介護施設を新たに建設するとなると財政的に難しいのは非常によく理解できます。また、合併時の申し合わせ等もあったことと思います。

私など「団塊の世代」と呼ばれる一団集団がいなくなった後のことを考えた場合も、現在も問題になっている旧小学校と同じように、もしここに大型介護施設を建てたとなれば、また遊休施設として持て余されるような事態が発生することも十分考えられます。

では、働き場所をどうすればいいかと考えた時に、まず一つ、今町長がご答弁されたように若い人の就労の場として選択してもらえるように「処遇改善」、介護福祉事業所における処遇改善の取り組みは「魅力ある職場づくり」を引き続き支援していくということなんですが、この「魅力ある職場づくり」、「処遇改善」の取り組みというところを少し詳しく説明いただけましたらと思います。どういう取り組みを行おうとしているのか。

○番外（住民担当福祉課長 広江和彦）

私の方からお答えをさせていただきます。

現在、福祉介護事業所においては、働く職員の確保のことが課題になっているということがございます。従前より福祉介護サービスの分野における働く方々の労働に対する「賃金」「報酬」というところは、国も統計を取っておりますところですが、他産業の分野に比べ3割程度低い状況がございました。そういったところを国としましては数年かけて「処遇の改善」は行わなければならぬと、そのためにあたっては国としましても、報酬として支払う制度の体系の中に「処遇改善加算」等を設けまして、これは持続的に継続して処遇改善が出来るように運営する法人においても、事業所において給与体系とか制度、そういった物を組み込みながら持続可能なものを後押しするというところでございます。

ですので、私どもといたしましては国の「処遇改善」とは別に、町といたしましても対象職員に当たり年間5万円の独自補助を出して、法人の負担の軽減も図りながら制度化を後押しするというところでございます。これについては、数年来の取り組みをしておりまして、着実に継続されておりますが、国も更なる「処遇改善」に向かっていくということでございますので、基本的には国の対応を事業所がとっていくのにあたって、町としては後押しするという意味合いで、町単独の事業を実施しているところでございます。

次に「魅力ある職場づくり」というところでございますが、国は制度上、主に支払われる給与、そういったものに着目して「処遇改善」を図っております。現在、介護福祉事業所においては、夜勤の対応があったり、日勤があったり、土日祝日もあるわけでございます、そういった中で働く者も、家庭の生活もある中で継続してその職場で残っていくためには、今後の業務の中を細かく切り分けて専門職でない方であっても、出来るような職のところはそれを抽出して職員を確保していくというような体制の中で、働く者も継続して安心して働くような「職場づくり」を、まずは事業者として取り組んでいただくことが大切だと思っております。

そういったところを町としては、「魅力づくりを高める」という意味合いで支援していくたいと考えているところでございます。以上でございます。

○4番（齋藤則子）

ありがとうございました。

給与の問題、報酬の問題がありまして、やはり働く人たちが少ない、人数確保というのが非常に難しいわけです。そこら辺が非常に大きなストレスになっているのではないかと思います、働く人たちにとっては。

先ほどでしたか、国の方にも保育士の人員確保のことの「要望」を出しているということ

がございましたけれども、社会福祉といいましょうか、そういう人たちの「処遇改善」の一つとして、みんなが余裕を持って働くような、自分の時間もあるような、ただ髪をふり乱して人が少ないから「あれもやらなくてはならない、これも」といったようなところではなくて、そっちの方の処遇改善ですよね。それが「魅力ある職場づくり」になっていくのではないかと思います。これは非常に難しい問題で、私も簡単に解決できるとは思っておりませんけれども、常に皆さんのが頭の隅にそういう事を置いて、働きやすい職場をつくれば「人が来てくれる」ということを信じて取り組んでいただきたいという風に考えます。

先ほどの町長のご答弁の再質問に戻りますが、介護施設は非常に困難であるというのは私も理解しております。では、働き場所をどうすればいいのかを考えた時に、中村には「ホテル」がありません。「ホテルをつくる」、造るといつても誰がつくることになるのかということは分かりませんけども、それは誘致するにしても何をするにしても、非常に大事なことはないかと思います。

隠岐の島というのは、「隠岐の島」という名前だけでブランドですから、例えば、個人名を出してはいけないかもわかりませんが「星のリゾート」、そういう所に働きかけるのも悪くはないのではないかと思います。その他、産業おこしが必要だと思います。中村と言えば、漁業が盛んで海水浴場もあります。観光スポットも多く、昔は民宿がたくさんあったわけです。そういういろんな所を改善していくば、民宿もまたでき始めるのではないかと思います。海産物もあります、アラメの加工も昔から行われておりますし、サザエ村もリニューアルされるわけです。最近「ナマコ」のニュースもありましたが、中国料理で珍重される「ナマコ」を放流し、「干しナマコ」に加工する、また「芽の葉」の加工もできるでしょうし、少なくなったとはいえ、まだ「海苔」も「シアサリ」も取れます。農業も稻作、シイタケ栽培、果樹栽培、花づくり、炭焼き等々いろいろ考えられると思います。また、耕作放棄地の「活用プロジェクト」をつくるのもいいと思います。

これは、私が思いつくままに述べてはおりますが、こういういろんな資源が眠っているわけです。それをもっと活用しなければいけないと思います。観光に関していえば、「白島・海苔のり
田鼻・かぶら杉」それから「三水の滝」なんかもあるわけです。この三水の滝は知らない人もいるかも分かりませんが、これは全国でも珍しく二つしかないというようなことも聞いたことがあります。また、中村は「中沼了三」を輩出し、「水木しげる」のルーツの地でもあります。今でも年配者は、実際に体験された方も多いと思いますが、「せんち（雪隠）の神様」
せっちゃん
さんこうこくし
というのがありましてその復活も可能でしょう。建福寺を建立した三光国師が植えたとされ

る「世間桜」、それから建福寺の八十八か所の整備等もできるかと思います。また、「中沼了三」は隠岐コムーン、隠岐騒動の精神的支柱でもあったわけですから、ここに歴史もからめぬことができるわけですね。

これら1次産業、観光産業、歴史遺産、自然遺産を結びつけて、中村に産業を興し、活性化させるのに大きな人手が必要になります。それが、先ほどから言っている、約4割が女性で、約7割が20代から30代である地域おこし協力隊の力が大いに有効でないかと思っております。また、農水産研修員の受入れも考えるべきだと思います。そういうようなことで、地域おこし協力隊等を活用しない手はないと思います。地域おこし協力隊も集落支援員も本町はどうして少ないのでしょうか。

またこれだけの分野の「産業おこし」をするのに、2, 3人や4, 5人で出来るものではないと思います。グループをつくり、いくつもの事業を並行してスピード感を持ってやっていけば先が見えてくると思います。そしてそれらが定住に繋がるように、役場も側面から手厚い支援をすべきだと思いますが、池田町長如何お考えになりましょうか、是非、前向きなお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

中地区の地域資源を活かした産業も含め、観光も含めた地域活性化対策、若者に限らず定住対策についてどう考えるかというご質問だと思います。

おっしゃるとおり、中地区には大変な地域資源があることは十分に理解しております。一例で「ホテル」というようなこともおっしゃられましたが、町としての考えは、今後、当然、今回の空家の関係でも地区住民が中心になって勉強会等を開くように、地域活性化について中地区の中でも話されることと思っております。そして、そこには我々行政側も参加していくべきだとは思っておりますが、基本方針として、皆さんが地域でやられることについては、それは観光であれ、産業であれ、町として積極的に支援していくことは考えています。

町自ら、「こうしてやります」と「これをやります」というような地域活性化でなく、本当に加工業についても何にしても、地域の人が「やる」ということであれば支援していくということをお答えさせていただきたいと思います。

○4番（齋藤則子）

ご答弁いただきましたけれども、活性化するということは、今、活力が無くなっている状況にあるわけですよね。そういう人たちに向かってといいますか、住民が「やる」と言えば町は支援するという姿勢ですね。当然、それはなければいけないわけですが、もっと役場の

方から、若い職員たちもいるわけですから、もっと町部や郡部に出掛けて行って積極的に「何か出来ないか」とそこでいろいろ相談しながら、住民がやる気を起こすような手法を取ってもいいのではないかと考えます。それも日々雑務に追われて大変だと思います。その一助に地域おこし協力隊をたくさん配置すれば、そして町はこういう風に考えているから、地域でそういうことを起こしてくれるよう話しをして、活用していくということは非常に有効ではないかという風に私は考えますけれども、それに対してもっと私が言っておりますような地域おこし協力隊を増員するだとか、ただただ役場は住民がやってくれるのを待って、それを支援するというような消極的な姿勢ではないかと私は思っているのですが、それに対して最後に町長のご答弁をお願いします。

○番外（町長 池田高世偉）

もっと行政が、積極的に関わるべきだということに対してどう考えるかということですが、消極的に支援をしていくこうという考えはまったく持っていない。前にも申し上げましたが、我々行政職員として一番大切なのは「現場」だと、出来るだけ現場に出るようにとは常々「課長会」でも伝えておりましおり、その点について、今後も現場の方に、地区の方に出掛けるようにさせるように促していきます。

ここで問題なのは、役場がもうちょっと積極的に引っ張れ、それもやります確かに必要です。だけど、与えられたもので地区が活性化するとは思っておりません。役場の人間を呼び込んででも、この地域をどうするかが一番必要であって、そこに我々が出掛けて一緒になって「地域づくり」を行っていきたい。理想かも知れませんが、そうなってほしいと思っております。

また、ある意味では今回の北小学校の問題も、一つの中地区にはそういった面では、地域活性化の活力は出てきたのではないかという風にも理解しますし、一緒になってやるべきことはあります。一番望んでいるのは「地域からの声」が挙がって「役場来いよ」というぐらいの思いで使っていただければと思ってます。

○4番（斎藤則子）

最後になりますが、やはり役場の消極性というのは、何か私には消極的に見えるところがあるわけですよ。もちろん役場が「これをしろ」ということではなくて、役場が地区の住民と話し合いながら「もっと何か出来ないか」、「やってくれないか」というような呼び水になるような事をしてもいいのではないか。というのは、もう郡部で何も話が挙がってこないというのは、やはり非常に不活性の状態にあるわけだと思いますので、その打開策、それ

を打ち破るために役場の職員たちが出掛け行って話しをして、そこから地区の住民たちが自分たちで何かを出来るようにもっていくということですね。それも必要ではないかという風に考えます。

そのためにも地域おこし協力隊を使うというのが、採用してそこで一緒にやってもらうというのは良い手法でないかという風に私は考えております。以上で、私の質問を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、齋藤 則子 議員の一般質問を終わります。

次に、2番：牧野 牧子 議員

○2番（牧野牧子）

通告にしたがい質問いたします。

まず一点目です。「観光地として、町の景観などの現状と課題」についてです。

私は前回の「一般質問」で町内の公園や沿道緑地などの維持管理についての行政サービスや危険回避について質問いたしましたが、今回は島外から観光で訪れた方々から見た隠岐の島の観光地や公園、沿道緑地の整備、維持管理についてお聞きします。

先日、ある島民の方から「観光で訪れた方と話す機会があり、観光地隠岐の島についてのご意見を聞いた」とのことでのことで、その内容について教えていただきました。

その観光に来られた旅行客の方は、隠岐の自然や歴史文化を肌で感じることができたこと、訪れた先で出逢う島民の方々との会話にとても温かみを感じて、予定していた島前行きを取り止め、隠岐の島に1週間ほど滞在されたそうです。

その会話の中で、多くの課題にも触れられておりました。例えば、「港に着いて直ぐにパンフレットを求めて案内所に訪れたが、職員はいても誰も反応もなく、とても気がひけた。その後レンタカーで観光地を訪れたが、道中の観光案内板の場所が分かりづらく、観光マップや案内冊子等を見て巡ったが、お店の休日の記載も無く行くと閉まっている。途中公園のトイレに立ち寄ったが公園の遊具は危険表示のテープがしてあり、使用禁止になっていた。観光地までの道路は危険箇所も幾つかあった。脇から枝葉が伸びていて、車体が傷つくのではないかと運転にも気をつかった。」ということです。「沿道の緑地などは草が生い茂っていて、展望台にも行ってみたが手前の木々が生い茂り目的の物が見えにくい。隠岐の島町は観光にあまり力を入れていないのか、これが離島行政の姿なのかといった印象だった」と、とても残念な内容がありました。

その話を聞いた方も、私も「ユネスコ世界ジオパーク」が売りの隠岐の島の観光地やそ

ここまでに至る沿道の環境整備の善し悪しひとつで島の評価になる。ということをその時に知ったことです。

私が前回「沿道緑地の維持管理」についてお聞きした時に、町長は「地区の皆様と協議を行いながら維持管理に努めていく」との答弁でした。その後、隠岐ジオパーク空港周辺の自治会々長様にお話しを伺う機会がありました。そこでは地区内に空港という玄関口があることから、「我が地区はおもてなしの気持ちを持って空港下のトンネル手前から西郷大橋までの沿道を自発的に清掃活動している。それが地区の美化にも繋がっている」とおっしゃっていました。この例においては、地区内にそういった場所があり、町長がいつもおっしゃるリーダー的存在の方がおられたからこそ、その地区の沿道緑地は守られています。しかし、折角そういった地区があったとしても、旅行に来られた方々の目にはそうは映っていないようです。やはり、島全体の印象というのは大事ではないでしょうか。

ここで質問いたします。こういったご意見がある中、観光地としての町の景観など、現状と課題について、町長の見解をお聞かせ願います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、牧野議員の「観光地として、町の景観などの現状と課題」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、島の玄関口の一つでもあります隠岐空港周辺道路の美化につきましては、年に数回、地元自治会により美化活動を実施していただき、隠岐を訪れます観光客のみならず、空港利用者の方々に良い印象を持っていただいているものを感じているところであります。

ご質問にありました、観光地までの道路の危険箇所についてであります、「壇鏡の滝」など各観光地へ通じる道路につきましては、令和2年、令和3年の災害により被災箇所が多く、通行が困難な状況にありますが、現在、復旧に向けて全力で取り組んでいるところであります。

また、観光地としての景観の悪化につきましては、観光地へのアクセス道路に覆うように繁茂している木々が、その要因であると思われますことから、来年度におきまして、伐採事業を実施していきたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

町内全体での環境整備意識につきましては、春の一斉清掃及び自治会等の清掃活動などが定期的に行われており、根付いた地域活動として町民一人ひとりに共有化され、定着しているようになります。町民の方々の有志による、自然景観を維持するための「ごみ拾い活動」が行われる等、自然環境に対する意識は徐々に変わりつつあります。

本町におきましては「第2次隠岐の島町総合振興計画」の環境基本施策の中で「島の美しい

自然環境を保全します」としており、主な取り組みといたしまして、関係機関と連携した不法投棄防止の強化、町民の方々の自然保護活動への支援、環境美化活動の推進を掲げております。

今後は、本環境施策に基づき、町民の方々及び事業所・行政の役割を明確にして、それが連携、協力した取り組みを進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○2番（牧野牧子）

ただ今のご回答の内容は、観光地としての景観整備については、観光地へのアクセス道路は来年度に「伐採事業」を実施していく、そして町内の環境整備等については、自然環境に対する意識は徐々に変わりつつある中、ボランティアの方も増えている状況である。今後は「環境施策」に基づいて、住民の方々や事業所、行政の役割を明確にして取り組んでいくというご回答に対して理解いたしました。

しかし、観光道について今年は当初予算の中には通学路の整備はありましたが、観光道につきましては答弁にもありましたが来年度ということです。今年、春・夏でしたがJTBが全国ネットで「隠岐の島」のCMを配信しております、隠岐の島の自然や歴史探訪などを楽しみに多くのお客様がおこしくださったのではないかなど私は感じております、そんな方々にとって港の玄関口の対応の善し悪し等、関係がないのかも知れませんが、先ほどお話の中で、地区の自治会長のお話があつたように“おもてなし”には、隠岐の島自慢だったり、地区的プライドであつたり、自分たちがきれいにしているというプライドであつたり、そういうものが大事ではないかなと私は思います。

観光道の整備に対してスピード感をもって、計画を進めていただきたいと私は個人的に感じました。そして、一昨日です「敬老の日」にあわせて総務省が「高齢者的人口推計」を公表しておりましたが、80歳以上のご高齢の方が今年はじめて人口に対して「10人に1人に達した」という報道もありましたが、この先高齢化が進み「人口減少問題」もさらに深刻化していくのも間違いないと思っております。であるからこそ、今こそリーダーを探してということではなくて、町がリーダー、指揮官として力を発揮していただいて、環境整備を推進していただきたい。

“隠岐を愛す島民一人ひとり”が更にリーダーの指揮官にあわせて、住民の方々も隠岐をもっと良くしていくということで、一人ひとりが出来ることを推し進めていくことは円滑にすべてことがまわっていくのではないかと思っております。この質問については、ただこう言った意見もありましたので。本当に役場だけでなく私たち議員もですが、住民みんなで考えていか

ないといけない大事なことだと思っております。

それでは、続いて二点目、「観光案内板の設置」についてでございます。

私たちが目にする看板や標識は河川、海岸、公園、公共施設などさまざまあります。目的も特定の地点に誘導するための「指示標識」や観光施設の名所等を情報提供する「図解標識」に分けられています。

私たちは生活の中で、無意識にそれらの標識を活用しているのは言うまでもありませんが、知らない土地に来て観光される方々にとって、目的場所が分かりにくい時に道路用の観光案内板はとても重要ではないかと考えます。

昨今、1人1台は携帯電話を利用している状況ですが、携帯電話の位置情報からナビゲーションを使用して目的地に辿り着くことが出来れば幸いですが、電波が十分届く場所ばかりではなく、また携帯電話が示す道は最善とは限らず、とんでもない細道、裏道に案内されるといった事例もお聞きしました。

やはり、案内板等を利用する場面はとてもよくあるし、重要だと思いました。「第2次観光振興計画」では観光看板について調べさせていただきましたところ、きめ細やかな誘導と多言語表記の観光看板の整備をと明記されています。

さらに、近年、災害も頻発していることから、観光客への安全確保を目的とした、現在位置からどこへどう避難すればよいのかなどが分かる情報を取り入れていく必要があると思います。それが訪れた方々に対して、安心して観光してもらう私たちの“おもてなし”ではないかと思いますが、観光に訪れた方々のための看板設置について町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、牧野議員の「観光案内板の設置」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町では「第2次隠岐の島町観光振興計画」における基本施策「観光受地整備」の中で「観光看板整備事業」を掲げております。

今後の実施に向けましては、振興計画策定時の指摘にもありましたように、本町のみならず、隠岐ジオパーク推進機構、島根県など、それぞれが独自に設置するのではなく、統一的な整備方針を協議のうえ定め、「公衆トイレ美化」「観光スポットの保全活用」も含めて、効率良く計画性を持って整備及び管理してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（牧野牧子）

「第2次隠岐の島町観光振興計画」に沿って独自に設置するのではなく、統一的な整備方法

を協議したうえで、効率良く計画性を持って整備をしていくというご答弁でした。

しかし、観光道に関して来年度伐採というわけですが、木々は日々勢いよく育っているわけで、先ほどもお話ししたように観光客の方がレンタカーで観光に回る中でも木々が飛びでているとか、そういうことに気を使いながら観光しないといけないという状況もありますので、先ほども言ったスピード感を持ってやっていただきたいと思いました。

最近、テレビで見て感じたことがありましたので、少し紹介させてください。今年の春以降、コロナ明けの影響から人気スポットに外国人観光客の方が押し寄せて、警備もたいへんだというニュースを拝見しました。そこは人気バスケットボールの漫画「スラムダンク」の映画のヒットを受けて、鎌倉市の江の島電鉄の鎌倉高校前駅近くの踏切が国内外のファンで混雑しているというニュースでした。そのニュースはそれだけではなく、この状況で今、大地震が起きた時に、そこの土地では5分以内に津波が到達するということで、そういう設定で観光客の方々の協力のもと、どういった行動を取ったら安全な場所に避難できるのかといった「検証」をしておりました。検証の結果、「案内板」に気づき誘導している場所に向かった方のみが5分以内に安全な場所に避難できたとニュースで出ていました。大地震もそうですが、近年、豪雨災害が隠岐の島でも頻繁する状況でもあります、観光客の方々にとっても見知らぬ土地でのインフォメーションが、あちこちに配置できていることが何よりも安心に繋がると私は強く感じたところであります。少し話がズレてしまったかも知れませんが、見知らぬ土地に訪れた方々に「災害にまで気を配るまち」だという印象にも繋がる、「防災にも配慮しているまち」だと、そういう考えはありますのでグローバル且つ災害時にも、実用可能な「案内板」の設置の考え方はないか、お聞きします。

○番外（町長 池田高世偉）

「案内板」が観光案内に限らず防災にも関わる案内板というか、グローバルというか、そういう形の案内板設置が出来ないかということでございますが、まずもって、多言語以外の「観光案内板」としては町の8割が整備されています。ただ、英語のみであって、中国語や他の言葉と言わざると8割にはならないわけありますがされております。

そういう中で、今の質問にお答えするとすれば、防災も含めた「観光案内板」を作る考えはございません。「観光案内板」としてきちんと整備していきたいと思っています。

先ほどの繁茂する木々の伐採の件もございましたが、これも含め、今回の案内板、公衆トイレもですが、スピード感がないということについては、現段階までのその計画が無かつたことに対するスピード感は無かつたという風に思っています。これについては反省すべき

と思います。ただ、これから木々がどんどん伸びて行くのに来年になるのかといわれても、木々の伐採だけでも何千万とかかる事業です。直ぐにサッと行ってやれるものではございません。そうすれば、きちんとして議会をとおした予算化をしなければならない。それが来年度事業として考えているということです。

そして、案内板の整備についても8月からジオパークや観光協会、役場、環境課、教育委員会、商工観光課を事務局として、今後の看板整備、公衆トイレの美化等の話し合いをして概ね11月の予算要求までにある程度の物を作つて、これについても来年度の予算の中に取り入れていきたい。その後は、議会の皆さんのお力添えをいただきたいと思っていますが、こういった現段階までの計画が無かつたことに対しましては大変申し訳なく思いますが、来年に向けて整備していきたいということをご理解いただきたいと思います。

○2番（牧野牧子）

再質問に対して答弁いただきました。私たちも予算に対して審議する立場でありますので、町長のおっしゃったことについては、事業も大きな金額が動くこともありますので、この件に関しては承知しております。

ただ、先ほどの町の観光協会、ジオゲートウェイの方で、私は実際に職員の方にインフォメーション、案内板について「分かり難い」等、その他何か苦情とかありましたかと伺つておりますし、内容については「多言語」というか、そういったことも今のところは苦情も無いし、「中身もとても分かりやすかった」と、ただ一つ問題点は「沿道の案内板を設置する場所が分かり難い」ということで、職員がその場所に行ってみたところ、そこにも木々や草が生い茂つていて見にくい場所にあったと。「案内板」でさえ見にくい場所にあったので、職員の力で片づけて皆さんができるようにしたと聞きました。8割がた「案内板」があるというお話を聞きましたが、^{よそ}他所から来られた方が迷うことなく、地区の商店とかに聞きに来られて「遊びに来たけど分からぬ」ということが、春に行った「住民との懇談会」のなかでもそういったご意見もありましたので、是非、今以上に取り組んでいただきたいと思います。これで質問は終わります。

○議長（池田信博）

以上で、牧野牧子議員の一般質問を終わります。

ここで、13時30分まで昼食休憩といたします。

（本会議休憩宣言 12時06分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 13時30分)

引き続き、一般質問を行います。

次に、7番：村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

通告しております内容について、一般質問をはじめたいと思います。

令和3年4月、消防庁は消防団を地域防災の中核と位置づけ、待遇の地域格差や活動の対価の低い状況を改善するため、団員の年額報酬を3万6,500円、出動報酬を1日8,000円とする、報酬及び費用弁償に係る基準を定め、各市町村に対し、この基準を踏まえたうえで条例を改正し、令和4年4月から施行するよう通知を行っています。

現在、島根県内19市町村の内、国の示した基準額3万6,500円に達していない自治体は本町と知夫村の2町村のみで、他の17の市町は国の基準と同一の年額報酬額となっています。

現在、本町団員の年額報酬額は2万3,400円であり、県内他の自治体の団員と比べると約1万3,000円も低い状況にあります。このことは、本町の団員にとって看過できる問題ではなく、本町も早急に国が定めた年額報酬額を団員に支給するよう条例改正をするべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、村上議員の「本町の消防団員に対する年額報酬の早期改善」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町消防団員の年額報酬につきましては、現在において国が令和3年4月に示した基準額を満たしていない状況にあります。

令和4年第1回定例会におきまして、消防団員の定数、報酬、及び費用弁償を定めた「隠岐の島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について、議決をいたいただいております。その際、消防団員の年額報酬につきましては、令和3年12月の隠岐の島町消防委員会の答申を受け、「令和4年度から段階的に改定することとし、令和10年度には国の示す基準額に引き上げる」とご説明させていただいております。

次の改定は、令和7年度に予定しておりますが、県下の状況を考慮し、隠岐の島町消防委員会におきまして、改めて協議を重ね、適正な年額報酬となるよう取り組んでまいります、ので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上謙武）

ただ今、町長から答弁いただきました。答弁の中の「県下の状況を考慮し」と言われましたが、新聞報道等で町長も十分理解されていると思います。新聞はご覧になられましたか。

(町長「はい」と) 新聞の方は確認したという事ですが、「今後は消防委員会において、改めて協議を重ね、適正な年額報酬となるよう取り組んでまいります」というような答弁でしたが、もう少し具体的に、消防委員会を会長にお願いし招集する予定にしているのか。また、適正な年額報酬というのは、町長、いくらぐらいの年額報酬を考えておられるのか。そして、取り組んでまいりますと言っていますが、これは今年度中に「条例改正」にまでもっていくという取り組みを考えているのか。三点についてお伺いします。

○番外（町長 池田高世偉）

「年額の改正」についていつ頃、私の考える「年額報酬額」、そして「今年度中に行うか」という三点についてですが、理解しているのかということで、私は理解はしていますが、議決をいただいた時に、消防委員会の報酬に基づいてという事を申し上げて、皆さんも議決されました。

まず、その一点を確認してからお話しをしたいと思います。この委員会はいつ頃開くか、現在未定です。もう少し考えながら、消防委員会が「答申」したという事実もありますので、その点もう少し自分なりに考え、理解しながら開催を計画したいと思っております。年額報酬につきましては、消防委員会の答申があった額3万6,000円、団員がそうですが、それも含めて「答申」のあった額が的確な額だと今も判断しています。

先ほど申し上げましたように、今年度中に「条例改正」をするかということは考えておりません。

○7番（村上謙武）

さらに再質問をさせていただきます。もっと前向きな答弁をいただけるのかなと思っておりましたが、ちょっと残念だなと。

先ほど、消防委員会から「答申」をいただいたという風に言われましたが、消防委員会というのは町長の諮問機関ですから、町長がこういう方針で「諮問」すれば、それで「答申」がかえってくるわけです。町がこの方針を挙げるのに際して、令和10年度までの6年間で国の基準に引き上げると、そういった諮問をされたからこういう「答申」が出たのではと思います。そのところ確認したいと思いますが、如何でしょうか。

○番外（町長 池田高世偉）

「はい」 諮問しました。消防委員会は町が諮問したらそれが決まるか、それは消防委員会

の組織に対して失礼な考え方であります。あくまでも、消防委員会は決定した経緯、この部分を今考えながら「諮問」したいということで、町が「上げればいいと言ったから上げればいい」というような、そういう委員会ではないと思っております。

○7番（村上謙武）

最初の質問でも言ったように、消防庁が令和3年4月に「通知」を出しています。これにに関しては町長、ご存じですよね。内容は、近年連續して消防団員が1万人以上減少し続けています。このまま行ったら大変だということで危機感をもって、各都道府県に通知し、市町村にも通知がいくようになっているのです。そういった危機感がある問題なのですよ、これは。

ですから、島根県内でも隠岐の島町と知夫村を除く17市町村は、全て国の基準に引き上げました。鳥取県のデータも出ておりました。鳥取県は勿論、全て国の基準にアップしているのですけど、4万円のところもあるし、5万円台の町村もあるんですよ。それだけ、この消防団員の「なり手不足」ということに危機感を持っているのです。先ほどの町長の答弁を聞くと、そういうところが全然伝わってこないというか。新聞報道見られたというなら、確認できていると思うのですが。これは引き延ばすような、まったく問題でないと、早急に今年度中に島根県の他の市町村と同じように国の基準まで、引き上げるというのは当たり前の話だと思いますけど。町長、そう思われませんか。

○番外（町長池田高世偉）

団員に対しての危機感は十分持っています。それなら早くすればいいじゃないかという単純な問題ではないと、自己の中で理解しております。これを「答申」したのは、令和4年の第1回定例会であり1年しか経っておりません。皆さんで議決された時の分も含めて熟慮して、消防委員会において検討していただいて取り組んでいくということです。

○7番（村上謙武）

町長、財政の云々ということがでましたがよろしいですか。この段階的に引き上げるという理由は、財源の確保というのも理由の一つだったと思います。そういう風に理解もしております。しかし、他の市町村もそんなに財源に余裕のある所はないですよ。似たり寄つたりです。でもそういうことは、消防団の年額報酬を引き上げることはきちんと対応している。他の市町村の状況が分からなかったので、平成4年の時には「そんなもんだろう」という風な理解を我々もしておりました。

実際、島根県内の市町村、鳥取県内の情報を見ると本町も早急に対応すべきではないかと思われませんか、町長。

○番外（町長 池田 高世偉）

早急に改善すべきでないかと、どう思うかということですが、まず今回の答弁に対して「財源が」とかいう答弁は一切しておりません。この令和10年に引き上げた場合、毎年度引き上げた場合、試算が600万円掛かるということもしてますし、財源云々という考えはしてません。やるべきことはやるのですが、この議決まで至った経緯、それらを踏まえて十分、熟慮しながら検討していくということです。

○7番（村上謙武）

前向きな答弁がいただけないようですので、次の「消防団員のなり手不足を解消するための対策」について質問します。

災害時には、消防本部と消防団が力を合わせて災害に対応する必要があります。そのため、消防団の団員数の減少や高齢化が続く状況では、地域の災害対応能力の弱体化に繋がるおそれがあるとの指摘があります。

災害に対する消防団の役割が多様化している現状の中、若い人の中には消防団に入団することで生じる訓練などのさまざまな負担を嫌がる傾向が見られます。

消防団員の減少が見られる本町でも、消防団員の負担の軽減、及び処遇面での改善に早急に取り組むことが重要であると考えますが、消防団員のなり手不足を解消するための対策について、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上議員の「消防団員のなり手不足を解消するための対策」についてのご質問にお答えします。

まず、本町の消防団の現状をご説明いたします。消防団員数は令和5年4月現在、定員487人に対し457人で、団員充足率は、93.8パーセントであります。これは、全国及び島根県の平均値を超えており、現状、消防団活動に支障が生じていることはございません。一方で、団員の平均年齢は、全国平均42.5歳に対して45.3歳と多少高く、年齢階層別に消防団員数を見ると、20代、30代が約3割となり、若年層の団体構成率が低い状況であります。

議員仰せのとおり、消防団員の負担軽減、処遇改善も非常に重要でありますが、消防団員の確保を円滑に進め、潜在的な入団希望者の入団を促進するため、消防団に対する理解を向上させることに重点を置いた広報活動を展開するとともに、消防団員を有する事業所に、一層のご理解とご協力を得ることが重要であると考えるところであります。消防団員の約7割が被雇用者であることから、消防団の活性化を図るために、事業所において、勤務時間中

の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所としての消防団への協力が必要不可欠であります。

消防庁では、平成18年より「消防団協力事業所制度」を導入・推進しており、本町におきましては、建設関係事業所6社にご協力いただいております。引き続き協力事業所の増加に向けて、制度の周知並びに協力依頼を行ってまいります。

今後も消防団員の確保につきまして、消防団員の負担軽減、処遇改善などの取り組みを、「隠岐の島町消防委員会」及び「消防幹部会」で協議を重ねてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上謙武）

再質問いたします。

なり手不足を解消するために、事業所等において考慮していただくと、便宜を図って従業員の入団促進等協力をいただくというような答弁でしたが、今月10日に本庁の東駐車場で「消防操法大会」がございました。11の班が参加したわけですが、大会を見ておりまして一生懸命取り組む消防団員の姿、本当に感動するところがありました。この「操法大会」を迎えるのに当たって、団員たちは7月からこの蒸し暑い気候の中、仕事終わって夕方のまだ暑い中、かなりの回数、訓練、練習をして本番に臨んだわけですが、そういったことに関してもう少し行政の方も、もちろん地域の住民の方も消防団に対する考え方というか、大変さを共有するようなところもあってもいいのではないかと。ですので、処遇改善に関しても仕事が終わってから「消防操法大会」の練習に参加する団員に対しても、何かしら相応しい「手当」というのも十分考えられると思うのです。そういった意味で、今回質問をしたわけですが、そういった消防団員に寄り添ったきめ細かな対策が、本町でも必要ではないかなと。

そういうのが、消防団員の「なり手不足」を少しでも解消する一つの対策になるかなと考えてますが、町長、その辺は如何でしょうか。

○番外（町長池田高世偉）

議員仰せのとおり、自分自身もそういう風に考えております。「操法大会」をとおして、また担当室長と職員ともいろいろ協議をしております。

まずもって、「操法大会」に出るための団員のご苦労、またそれに対する「手当」についても検討すべきことも話しますし、今までよりも随分、所作、動作もあがってますが、「消防操法大会」の在り方はどうなのかという細かな点も含め、先ほどの報酬もそうです。これを申し上げましたように消防委員会の方と一緒に協議、検討して、消防団員の確保、対

策として向かって行くということは考えております。

○7番（村上謙武）

消防団員への費用弁償の中には出動とか、訓練等ということに対しての費用弁償がありますので、訓練等の中に今回の「消防操法大会」に向けての活動等も十分含めることはできるのではないかというように思っておりますので、また前向きな検討の方をよろしくお願いします。

では、次の質問に入りたいと思います。

今度は「財政の健全化に向けた取り組み」について質問いたします。

財政の健全化に向けた基本施策については、本町が令和2年7月に策定しました「第2次隱岐の島町総合振興計画」の中に盛り込まれています。

しかし、これまでの財政状況の推移を見る限りでは、具体的な戦略を立て明確な戦術をもって財政の健全化に取り組んでいるのか、私には見えてこないところであります。

特に、令和6年度の「中間目標値」に関して言えば、地方債残高のKPIの数値と現状の地方債残高とが大きな乖離を生じており、「総合振興計画」で目指す地方債残高の最終目標値が予測できない状況であります。

財政運営に関しては、明確な戦略をもって増え続ける地方債残高に歯止めをかけるとともに、「第2次振興計画」の最終年度の目標値を明確に設定し、厳格に財政運営を行っていくべきと考えるが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、村上議員の「地方債残高の増加を抑えるための明確な戦略」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、地方債残高につきましては、令和4年度末現在で292億円余りとなっており、「総合振興計画」に定める令和6年度末の目標値、地方債残高250億円以下に対し乖離が生じている状況であります。

一方で、標準財政規模に対する地方債を含めた借入金の返済額や残高の割合を示す指標であります、実質公債費比率及び将来負担比率につきましては、「総合振興計画」のKPI目標値を達成しており、「総合振興計画」に基づき、選択と集中による効果的な財政投入と、より有利な財源確保に努めた成果であると考えるところであります。

地方債残高が増加している背景には、災害などの突発的な要因や、広域事業推進に対する負担などの外的要因といった様々な要因が考えられますが、後期計画策定にあたっては、前

期計画の目標値が適切であったのかということを含め、適正な目標を設定してまいります。

今後とも、長期的な視点に立った持続可能な財政運営を確立するため、「事業実施計画」や「中期財政計画」に基づき、緊張感を持って財政運営してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上謙武）

再質問をいたします。町長の答弁にありますように、実質公債費比率とか将来負担比率については「総合振興計画」のKPIの目標値には達しています。その辺に関しては心配はしてはおりませんけど、町長の答弁でちょっと確認というか伺いたいのですが、この中で「事業実施計画」とは「隠岐の島町総合振興計画事業実施計画」という意味でよろしいでしょうか。それと「中期財政計画」、年が変わった時期に出る、毎年出る計画ですが、「この2つの計画に基づいて、緊張感をもって財政運営をしてまいります」というような答弁だったのですが、それで令和4年度の隠岐の島町の「総合振興計画事業実施計画」の中身をちょっと確認したのですが、そうしましたら残念ながら5年間まったく空欄でした。何も書いてないのです。ただ、下に目標値だけがあって、同じ目標値があるのです。また確認されれば分ると思いますけど。

「中期財政計画」についても、これまで一般質問をしておりますが、これは将来的な財政の推移をただ数値を入れて示したものだということで、今後取り組む大きな事業等発生する財源等についてあまり考慮されていないというようなことがありました。

ですから、この2つの計画、基づいても何も、健全な財政運営というのは出来ないのではないかという風に思います。ですので、財政運営をしていくうえでの拠り所となる基本的な「財政計画」というのは、絶対に必要ではないかという風に思っておりますけれども。町長は如何お考えでしょうか。

○番外（町長池田高世偉）

「財政計画」をもってやるべきではないかというご質問ですが。

この度も、毎回答弁させていただいて、毎回同じお答えをしているのが現状です。今日も同じお答えをさせていただきます。

「中期財政計画」、当該年分の「中期財政計画」に「総合振興計画」の年度分の「事業計画」を含めて、この中で「財政計画」をきちんと行って財政運営を行っているということです。

○7番（村上謙武）

私は以前にもこの「財政運営」に関して質問したのですが、以前は「第3次隠岐の島町行

財政改革大綱」というのを策定しておりました。これが平成27年から平成31年まで5年間、令和2年度以降どうしますかと質問した時に、町長からは「第2次隠岐の島町総合振興計画」の中に盛り込んで、健全な財政運営を目指していきますという答弁をいただいたのですが、先ほど言ったように「振興計画」の中にも具体性のあるようなことは何も書いてありませんし、ちょっと不安になってきました。

こういった「大綱」があると、それに応じてこういった「財政改革実施計画」とか「取組みの状況報告書」等も当然出来てきますので、こういった物があると、今の財政状況についても町の取り組みとかがよく分るのですよ。今、これが無いから、こうして一般質問で町長の考えを伺っているのですが。その結果がどんどん増え続けていく「地方債」の発行残高になるんではないですか。「振興計画」の中で目標を達成しているのは「基金」の残高だけです。なぜか「基金」は、目標値よりかなり多いです。といった現状がありますので、町長、改めて「行財政改革大綱」に倣するような、本町の財政の方針をきちんと示した計画をつくるお考えはないでしょうか

○番外（町長 池田高世偉）

「財政計画」をつくる考えはないかということでございますが、「行財政」の計画は「総合振興計画」の中に盛り込んであり、これを変えるつもりはございません。「財政計画」を改めてつくる考えはございません。「中期財政計画」をもって、緊張感をもって財政を運営しておりますので、監査報告にもありましたように、議員もおっしゃったように「実質公債費比率」「将来負担比率」についても、現段階では何も問題ないきちんとした財政運営をしているという風に考えております。

○7番（村上謙武）

確かに、「実質公債費比率」「将来負担比率」についても、数値的にはそう問題ないですがこれから「公債費」ですが、本町が発行した「地方債」を返していく公債費は30億ぐらいになると思います。数値というのは一気に上がるのです、計算式から言えば。ですから将来、どんどん数字的には悪くなっていくというのは、町長もよく理解されておられると思うので、このことに関しては質問を終わりたいと思います。

最後に「公共施設の集約化、譲渡・売却、廃止等」について質問いたします。

公共施設の適正な維持管理に関しては、「第2次隠岐の島町総合振興計画」の中でも、年々増加傾向にある維持・管理費について、計画的で効率の良い維持管理を行っていくことが大きな課題であると明記されております。

公共施設の集約化、譲渡・売却、廃止等の目標値については、令和6年度のKPI数値は5施設となっていますが、現状では公共施設の整理は進んではないのではないか、具体的に公共施設の適正管理を行っていくための仕組の構築作業は行われているのか見えてこないところでございます。

このことに関しても、先ほど質問いたしました「地方債残高」への対応と同様な視点で考え、「第2次総合振興計画事業実施計画」の中で、公共施設の集約化、譲渡・売却、廃止等の対象となる施設を明確に設定し、厳格に公共施設の集約化、譲渡・売却、廃止等を行っていくべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、村上議員の「公共施設の集約化、譲渡・売却、廃止等」についてのご質問にお答えいたします。

本町では、「第2次隠岐の島町総合振興計画」におきまして、「効率的・効果的な町有施設のマネジメント」を掲げ、取り組んでいるところであります。公共施設の集約化、譲渡・売却、廃止等につきましては、施設を担当する担当課が職場の域を超えた横断的な取り組みを行うとともに、「個別施設計画」を作成し、適正な管理に取り組んでいるところであります。

公共施設につきましては、認知症高齢者グループホーム「みのりの家」の譲渡、旧町民体育館の除却及び中条町民体育館の廃止を行い、島後クリーンセンターにつきましては、西郷浄化センターに集約化を行いました。そのほか、町有地につきましては、五箇地区をはじめとして、需要に応じて隨時売却を行っております。

また、中地区におきましては、中出張所、中村診療所及び中村歯科診療所を集約化し、中出張所等複合庁舎の建設に着手しております。昨年度には遊休施設利活用検討委員会を設置し、旧学校施設等の有効活用に向けた協議も進めております。

公共施設の適正な管理につきましては、施設の有効活用の観点から検討を行い、利用が見込める施設につきましては譲渡、売却を進め、利用の見込みの無い施設については廃止、除却を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上謙武）

再質問いたします。町長がおっしゃっていますように、今後、公共施設については利用が見込める施設については譲渡、売却を進め、見込みのない施設は廃止、除却を進めてまいりますと言っておられますけど、なかなかそれが我々の目には見えてこないということで質問しているところです。

先日の「決算審査」の時に、廃校になった2つの小学校の今後の「利活用についての方針」が決定しましたという内容の説明がありました。活用されることは非常に喜ばしいことなのですが、これが今後、本町の所有の公共施設として維持管理に発生する費用、修繕等についても今までどおり本町が管理しますということになれば、将来的に経常費というのはまったく減らないわけですから、集約化にはならないわけですよ。

その辺のところ、今回の方針を決めるのにあたって財政面の事をしつかり議論したうえで、その方針は発表されたのかどうか。これは非常に大事なことなのです。今抱えている公共施設を、今まま何年も引き継いでいくと本当に財政的負担が重く圧し掛かってくるのは、皆さん十分わかっているところですので、そうならないよう積極的に公共施設の譲渡、売却を進めていこうというのが、町長が先ほど言われた内容ではないかなと。

この2つの小学校については、どのような方針を持っているのか分かれば教えていただきたい。

○番外（町長 池田高世偉）

那久小学校、旧今津小学校については、常任委員会でその利活用についてその方向性が説明されたということで、具体的なものはいいですね。今の財源については、今未だ調整中でございまして、相手方に対してどういう考え方で、「こういった事をやりたい」は分っていますが、もう少しきちんと調整した後、財源的なことも含めてもう少し検討、協議はしたいと2施設については思っております。まだ、はっきり「契約」を交わしたものではありませんし、より具体的なものを持って話し合いをしていこうと思っております。

譲渡、売却について、なかなか報告していなかった点は我々にとってもいけなかつたことは思いますが、例えば、現在ある指定管理の福祉施設、全法人に担当課が当たっております。なかなか相手があることで「ご了解」いただけない部分があります。また、観光施設、宿泊施設につきましても協議を重ねておりまして。具体的に名前はあげませんが、2施設について前向きな方向で進んでますので、もう少しお時間をいただいたうえで、具体的なことをきちんとこの観光施設については報告したいと思っております。

○7番（村上謙武）

ただ今、町長から町の福祉施設とか宿泊観光施設については「交渉中」であり、もう少し時間をいただきたいということでしたが、町長もご存じのように平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」というので本町の結果が出ておりまして、それを改めて見ましたら公共の建築物に関しては、今の規模を維持していく、その改修、更新費を平均すると15億と出てま

した。更にインフラ設備、上下水道とか橋、道路等これに関すると 17 億ともいう試算です。これはあくまでもそういう専用ソフトを使ったうえでの試算の金額ですが、これすごいなと思ったのです。とても 2 つだけで 30 億を超えるような予算は確保できないだろうと。そういう状況もあるということで、今もそういう公共施設に関しては譲渡、売却に向けた取り組みはしていると思いますが、これらを厳格に目標設定して、これを「事業実施計画」の中に盛り込んでほしいのです。これについても「事業実施計画」の中には何もないですよ。某施設といいながら「何もない」ということは、これはどういうことかなと、目標だけ 5 つの公共施設数を挙げて、それで「やってます」という風に言われても、「はい。そうですか」という風にはなかなか納得できないところがありますので、「交渉中」の所は公表し辛いところもあるかも知れませんが、そのところは早急に力を入れて「やる」という、町長の決意をお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

公共施設の譲渡、売却についての決意というか考え方ですが、おっしゃるとおり「計画」にあげればいいじゃないかといえばそうですが、例えばその観光施設をあげることによる波及効果といいますか、やはり心配もかけますので、もう少し具体的に煮詰まった時点で、報告しながら最終的には「事業計画」に載せます。今、直接交渉をしている施設を「事業計画」にあげることは差し控えたいと思っております。

全体的な考え方ですが、最初にご質問にお答えをしましたように、町がすべてを維持管理をしていくべき施設なのかということを考えながら、今も担当部署に積極的に話し合いに行くように言っており、「必要」、「不必要」分けて売却できるものは売却して、言わることは分かりますがあくまでも相手がいることですから、その点を踏まえながら、もっと前向きに向かっていきたいと思います。

○7番（村上謙武）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、村上謙武議員の一般質問を終わります。

最後に、12番：前田芳樹議員

○12番（前田芳樹）

質問いたします。

まず一点目、「島の将来の電力エネルギー源の自給」についてであります。

現代社会の利便性を支えている化石燃料は無限ではありません。今後およそ 100 年も経ずして化石燃料をエネルギー源とする時代は終わりまして、水力・風力・太陽光・木材等の自然発生的で永続的なエネルギー源に回帰せざるを得ない時代が来ると推測されます。時代毎のエネルギー源の変遷に従って行くしかないのであります、本町では隠岐の未来を生きる人々のために、今のうちに、脱炭素・脱放射能廃棄物のクリーンなエネルギー源として既に欧州で主流になっております洋上風力発電を島の西側の海上で始めるとか、行政主導で島のエネルギー源に関する「未来構想」を紡ぎ、具体的に実行すべきではないかと思います。ドイツでは風力発電を主流にして、既に原子力発電を全廃したというではありませんか。

現在、隠岐の島町では国策に呼応して「地球温暖化対策実行計画」を令和 4 年 4 月に策定をしております。洋上風力発電の導入可能性の検討を行政と事業所が協働で担うと平板的なロードマップを示しております。この 2030 年までの計画に対して、太陽光発電と風力発電は既に大きく遅れています。早期に遅れを取り戻せる「実行計画ロードマップ」を立案して具体的に実行をしていく必要があると思います。

2050 年には地球の人口は 20 億人増加して 90 億人を超える予測もありますが、海外からの輸入に依存している化石燃料の価格高騰に歯止めは掛かりません。島外から燃料を運んで来る今の島の電力エネルギー一体系は、いずれ燃料価格の数倍にもなる高騰によって破綻することが危惧されます。

日本では 2035 年にはガソリン車の製造と新車販売の禁止、2050 年にはガソリン中古車の利用も禁止となり、電気自動車へ完全移行されることになっております。あと 27 年後には膨大なエネルギー源を電気で賄うことになるのです。それではどうやって電気をつくるのか、となるのです。

化石燃料を燃やす火力発電所は CO_2 発生で駄目、原子力発電所は放射能廃棄物を排出して駄目、水力発電所は島内には小規模な発電所しかなくて駄目、太陽光発電は農地をつぶして駄目、弓ヶ浜半島では白ネギ畑の半分が既に太陽光パネルに覆われている現状がいい例かと思います。陸上風力発電は大規模な山林伐採と掘削による自然破壊と土砂災害の危険があつて駄目、では残りはどんな方法があるのかとなりますと、広大な海洋を活用する洋上風力発電しかないのではないかとなるわけです。

政府は、2020 年 12 月に官民協議会で「洋上風力産業ビジョン(第 1 次)」を公表しております。政府の導入目標として、2030 年までに 1,000kw を、2040 年までに 3,000 万から 4,500 万 Kw の洋上風力発電の案件を全国で形成することを示しています。山陰地方のみが現状、手

つかずの状況になっているのですが、北海道から九州まで日本海側の季節風の強い地域では既に多数の地域で洋上風力発電が具体化しているのであります。

準備区域、有望な区域、促進区域、事業者選定の4段階があつて、長崎県・秋田県では政府による事業者選定も終わり設置、稼動の段階にまで進んでいます。中国地方では、2030年までに6万kw、2040年までに30万から50万Kwの政府目標となっております。まずは、準備区域として、2、3年かけて洋上の風力の予備調査をする必要があります。

次に有望な区域であれば更に国による現地調査を経て、促進区域としての政府認定を受け、次に事業者選定にステップアップをすることになるとしております。

身近なところで、中国電力西郷発電所の発電量は25,000Kw、島根原発2号機82万Kw、3号機137万Kwですが、これらをすぐに凌駕する発電量に至る可能性があるのです。陸地での発電にはさまざまな弊害がありますが、5海里前後の陸地から遠く離れた洋上での発電では騒音も感じられず比較的に弊害は少ないとされています。むしろ沿岸漁業者にとっては、絶大な漁礁効果があることが先進地事例で既に明白になっていることからも、対馬暖流に乗って上り下りをする膨大な量の回遊魚を足止めして漁獲高を増進できる利点があります。陸上の資材ヤード造成・蓄電池施設設置・固定資産税による税収・地元対策基金・雇用機会の創出などで島全体への経済効果は計り知れないほど大きなものがあります。2019年4月には「再エネ海域利用法」が施行されて、広大な海上の一部を洋上風力発電のために利用できるとする法整備もなされております。

しかるに、政府は、地球を救う2050年脱炭素化に向けた再生可能エネルギー源の開発で洋上風力発電を最重要分野と位置づけて強力に推進しています。社会の電気エネルギー化は隔世の感をもって加速度的に進んでいくだろうと思われます。隠岐の島町でも脱炭素問題に対するより具体的な「ロードマップ」を早期に立案し実行していく必要があると思います。

何よりも、隠岐の島町の西側海域での浮体式洋上風力発電は、有史以来に西側に住む住民を苦しめてきた強力な北西風を活用するとしたものであるのと同時に、島全体に多大な経済効果をもたらし、安価な電力エネルギー源の自給と隠岐島民の電気料金を特別価格にして軽減させる可能性があります。本町の「地球温暖化対策実行計画」には、行政が関わることが示されていますが、秋田県や長崎県五島列島など先進地視察に担当職員を派遣するなり日本の現状を把握して、まずは早期に本町の西側海域で可能性を探る洋上風力の予備調査をさせてはどうでしょうか。町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、前田議員の「島の将来のエネルギー源の自給と島民の電気料金軽減策」についてのご質問にお答えします。

本町では、本年4月に策定いたしました「隠岐の島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、2030年度までにCO₂排出量を基準年度の約50%に削減することを目標に、現在積極的な再生可能エネルギー導入等の取り組みを行っております。

議員仰せのとおり、洋上風力発電につきましては、大規模、大量導入が可能なこと、コスト低減が可能なこと、経済波及効果が期待されることから、ヨーロッパを中心に世界で導入が拡大しており、国においても今後の再生可能エネルギーの主力電源として大いに期待されております。

議員ご指摘の「行政主導で風況・海況の予備調査をするべき」につきましては、国が示す「風力発電に係る事業計画策定ガイドライン」では発電事業者が主体となり、事業計画策定の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図りつつ、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることになっております。

本町におきましては、隠岐諸島海岸線が国立公園区域に指定されていること、あわせまして世界ジオパークにも認定されるなど、自然環境や景観の保全に細心の注意を払う必要のある海域であります。また、隠岐近海は全国的にも好漁場であり、まき網漁やバイ・カニ籠漁など漁業活動も非常に盛んであることから、海洋生物への影響や、航路の抑制等を危惧する声もあると伺っております。

のことから、漁業関係者及び地域の皆様のコンセンサスを得られた段階で洋上風力の可能性について、検討するべきと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田芳樹）

再質問ではありません。一言申し上げておきたいことがあります。

令和4年に公表している町の「ロードマップ」では、事業者と行政がともに取り組むとなっております。民間が地域コンセンサスを形成するまでは、行政は関わらないというのはどうかと思います。将来を見据えて、初期段階から指導的役割を果たしていくことも必要だと思います。

次へまいります。二点目、「沿岸漁業振興策」についてです。

先頃、島前の内航船「いそかぜ」が座礁破損したので境港に曳航してFRP船体の修理をしていたと言います。島前地域にも修繕できるような造船所も無く、境港でさえ技術員不足で、

西郷港にある3箇所の造船所の内の1社の事業主が応援で境港に長期出張していたそうです。この間に、本町内でも漁船が座礁してFRPが破損したが、すぐに対応できる造船所も無く修繕が出来なくて専業の漁業者である船主は休漁を余儀なくされて困っていたということです。

いわく、「鉄工所は何とか対応できているが、造船所が少なくなつてすぐに船体の修繕ができない状況で大変な事態になっている。今後、沿岸漁業の漁船を修繕する造船所を維持する行政の対策が必要だ」とのことありました。沿岸漁業の振興を唱える本町としては、造船所へのどのような維持支援策が必要なのか把握をし、そして本町内での漁船の船体修理の造船所の聞き取り調査から始めて、どのような維持支援策が必要なのかを把握し、本町内の漁船の船体修繕の体制を整えておく必要があろうかと思います。

また、本町内の漁業集出荷施設は旧町村時代に各町村役場が国の補助金を受けて建てたものばかりであります。ほとんどが築50年を越えて鉄筋が膨張してコンクリート壁面が剥離したり劣化も激しく改築すべき時を過ぎてしまっています。特にJFしまね五箇出張所の荷捌き所は、外壁は飛散し鉄骨主柱は腐食して危険な状態にあります、雨漏りも激しく、見るも無惨な姿に成り果てています。他の荷捌き所でも鉄骨の主柱が大きく腐食して危険な状態になっているところもあります。

漁業者たちが長年に亘って再三の改善要求をしてきましたが、対処しない漁協の姿勢にまず問題があることは明白ですが、行政が見て見ぬ振りをしていることも漁業者たちは嘆いています。事業主体が漁業協同組合だから漁協の協力要請が無いと改築はできないと以前に見解を伺ったことがあります、もうそんな論理のままで見過ごすことはできない状態になっているのです。集出荷施設を利用する者は本町の沿岸漁業者たちでありますから、各地域の漁業者たちに小さな法人組織を形成させて当事者要件を持たせ、施設は町有財産扱いで漁業者法人に貸与する方法とか、つまり、久見特産加工場の形式にするとか、改築の自己負担部分は「離島漁村再生支援交付金」を各地域が順番で利用できるようにするとか、何らかの方法を工夫して老朽化の激しい集出荷施設の改築に取り組む必要はあると思われます。全国の漁港と施設整備の状況の映像をよく見ますが、それらと本町の旧村地域の施設整備の状態は雲泥の差があり、愕然とさせられます。

10トン未満船による島の沿岸漁業は、漁船や集出荷施設の老朽化、造船所や鉄工所などの修繕業者の減少、沿岸漁業資源の枯渇等で衰退の一途と化しております。

最も深刻な船体修理の体制構築と老朽化した集出荷施設の改築に対処をするべきではないでしょうか。町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「沿岸漁業振興策」についてのご質問にお答えします。

現在の本町における「沿岸漁業の振興策」につきましては、年々減少しております水産資源の回復を目的として、真鯛・キジハタ・ヒラメ・クロアワビなどの種苗放流を実施しているほか、全国的に問題となっております「磯焼け対策」、また水産資源の繁殖場を設けることを目的として、柱状礁の設置、築^{つき}いそ整備などを実施しております。

また、昨年度からは、近年の課題となっております「沿岸漁業者の高齢化」、及び「担い手不足」などの解消を目的として、「沿岸自営漁業自立支援事業」を設け、「新規沿岸自営漁業者」の育成・支援を行っております。

ご質問にありました、「本町内の造船所数が少なくなり、船舶の修繕が速やかにできない」についてでありますが、町内の造船所に確認をしましたところ、「造船所の数が少なくなっているように、造船所に揚げる船舶数も大きく減少している」また、「緊急性を要する船舶の修理などについては、既に予約が入っている船舶との順番を入れ替えるなど、以前から適切に対応している」との回答を得ました。

次に、「集出荷施設を町が所有し、漁業者に貸与する」ことについてでありますが、JFしまねに出荷するための集出荷施設は、原則的にJFしまねが整備すべきものと考えており、本町が所有し、漁業者へ貸与することは考えておりませんが、これまでと同様、行政として支援すべきと判断した事案につきましては、JFしまねと十分な協議を行った上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

今後も本町の沿岸漁業の振興、ひいては水産業発展のために努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田芳樹）

再質問ではありません。一言だけ申し上げておきたい点がありました。

JFしまねに出荷するための集出荷施設は、行政として支援すべきと判断した事案につきましては、JFしまねと十分な協議を行なったうえで、適切に対応してまいりたいと考えておりますと答弁いただきましたが、公正取引委員会が最近「JFしまねは出荷を強制してはならない」と独占禁止法違反の指導をしているほどであります、「漁業者はどこへ販売してもよい」と状況は変化しています。「適切に対応してまいりたい」との答弁には、期待をしますけれども、老朽化した集出荷施設を何とか改善するようにされるべきであろうかと申し上げておきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（池田信博）

以上で、前田 芳樹 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日9月21日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日は、これにて散会します。

（散会宣言 14時38分）

以下余白